

第二部
新「日本国憲法」
案の解説（前編）

	第二節 自由権	
	第十二条 奴隸的な拘束の否定	……134
	第十三条 思想等の自由の保障と限度	……135
	第十四条 信教の自由の保障と其の限度	……135
	第十五条 表現の自由と社会環境保全	……138
	第十六条 学問の自由	……142
	第十七条 居住・移転・職業選択及び 国籍離脱の自由と其の限度	……142
	第三節 社会権	
	第十八条 憲法の下の平等	……142
	第十九条 必要不可欠な生活の程度	……144
	第二〇条 婚姻の条件と子作りに係る義務	……144
	第二一条 教育の権利と義務、 義務教育の限定的有償の条件	……152
<hr/>		
	第二二条 勤労の権利と義務・就労時間・ 児童等の就労制限	……168
	第二三条 勤労者の団体行動権と 其の職業に因る制限	……173
	第二四条 財産権	……176
	第二五条 納税の義務	……177
	第四節 参政権	
	第二六条 成年国民に拠る普通選挙 並びに国政に関する直接投票	……188
	第二七条 選挙等に於ける秘密投票の保障	……196
	第五節 受益権	
	第一款 請願及び賠償請求	
	第二八条 請願権の範囲	……199
	第二九条 公務員の不法行為に係る 賠償請求権	……200
	第二款 犯罪行為の場合に係る受益	……200
	第三〇条 犯罪被害時に於ける	……200

	加害者処罰請願権……………	201
第三一条	犯罪被害時に於ける	
	救済措置請求権……………	204
第三二条	法定手続に拠らない刑罰の否定	
	……………	205
第三三条	令状明示に拠る逮捕の原則、	
	緊急逮捕……………	205
第三四条	令状明示に拠らない侵入・	
	搜索及び押収の否定……………	206
第三五条	正当な理由に拠らない	
	拘留又は拘禁の否定……………	207
第三六条	暴力行為を用いる	
	犯罪取り調べの禁止……………	207
第三七条	裁判を受ける権利及び義務	
	並びに其の例外……………	208
第三八条	自白のみに拠る有罪の否定	
	……………	211
第三九条	刑罰の公平	
	……………	212
第四〇条	無罪行為に対する	
	刑事責任の不問、重刑の否定……………	214
第四一条	無罪裁判に於ける補償請求権	

	……………	215
第四二条	刑事事件に於ける	
	被害者側の利益の優越……………	215
	——以下、後編(第三部)にて詳述——	
第三章	立法(四三〜六四条)	
第四章	行政(六五〜一〇九条)	
第五章	首都及び地方自治(一一〇〜二二九条)	
第六章	司法(一三〇〜一五四条)	
第七章	会計(一五五〜一六二条)	
第八章	外国人(一六三〜一六五条)	
第九章	憲法改正(一六六、一六七条)	

解説の始めに

憲法と云うものは、其の国家に於ける「基本法」且つ「最高の法」である。憲法は其の国家の構成員・即ち国民たる人々全てを最終的に拘束し、亦、其の国家に於いて施行される法律・政令・省令・条例・規則・告示と指導は全て、憲法の定めに沿って作られるものだからである。最高の法であるからには、国民全てが其の内容を充分に理解していなければ成らない。故に、憲法の内容は、一般大衆——少なくとも義務教育の課程を卒業している人々は全て——にとって、「三回読めば理解出来る」ものでなければ成らない。

此の『新「日本国憲法」案』（以下、本案）は、作成に際し、以上の趣旨に沿いつつ、国家と、其を構成する国民（と云うよりは人其のもの）の、基本に関する事柄を可能な限り、「具体的・簡潔そして明快」に述べる事に重点を置き、抽象的な表現については、どうしても具体的には表現出来ない場合に限り、手短かに述べる様にする——と云う事を念頭に入れ、文言については可能な限り、大衆が日常生活で使っている言葉を其の儘使う（かと云って、新語・俗語或いは流行語を使う事は避けなければ成らない）様、注意を払ったつもりである。例えば、現行憲法では多く使われている「有する」は、本案では全て「持つ」とした。其の他の「日

常に使われない」言葉については其の都度、関係各条文の解説で指摘し、其等に代わる言葉を示した。

尚、本案の為に新たに創作した以外の各条文の解説では、小見出しの直ぐ後に、関連する現行憲法の条文を枠付きで載せ、其の問題箇所をゴシック体(太字)で、問題には至らないとしても日常生活水準と懸け離れていると思われる箇所を二重山括弧(≧≦)付きで、各々示した。亦、必要に応じて、「大日本帝国憲法」(以下、旧憲法)の条文や関連法の類を比較資料として載せている場合も在る。

◎各現行憲法条文枠中の逆三角(▼)は「次頁へ続く」、三角(▲)は「前頁から続く」。共に、途中で改段又は改頁する場合の記号として。

前文

憲法は其の国家に於ける「最高の法」、と云う旨を前述した。憲法の前文は従って、其の国家としての理念を内外に向かつて示す為の文章である。其処には、或る程度「格好良く、抽象的」である事が自ずと要求される——と言いたい所だが併し、其を追求する余り、一般大衆—国民の大多数—にとって読み難い・理解し難い文章に成るのは困りものである。程度はどうあれ、例え「格好悪く、具体的」であつても、国家としての理念を「大衆にとって判り易く」示す事。為には先ず、何よりも「理想の国家像」を明示する事に

尽きる。——本案についての解説、順番は前後するが、先ずは其の「理想の国家像」に関する箇所から詳しく説く必要が在ろう。

〈我が国が恒久的に……遇う事が無い〉

——内容に関して多少の異論は在ろうが概ね、心在る人であれば、古今東西を問わず誰もが願う「理想の国家像」だろう。強いて短く言えば「安全・安心・健康・公平・自由・純潔・清潔・平等そして平和な共同体」と云う事に成ろうが、こう短い文言で括ると成ると、どうしても曲解・誤解或いは拡大解釈の可能性が高くなる——と筆者には思える。其処で長め且つ具體的には成るが、「我が国が恒久的に……：遇う事が無い」と云う文言で「理想の

国家（共同体）像」を明示した。

〈大和朝廷……：終結した〉——日本国として、「君主（天皇）制は此処に終わった（第六条の解説を必ず参照の事）、今から共和制が始まる」と云う事を世界に対して宣言すると共に、日本国自身の「けじめ」を改めて点ける為の文言である。

〈人類の……深く願う〉——「地球が無くなる事が在っても、人類は、地球と同じ様な空気と水を持つ他の「新しい」惑星へ移り住む事に抛って、永遠に生き続けるだろう」と云う期待を込めて記した。勿論、其が現実と成る——とは云っても——○億年以上先に成ろうが——か否かは、宇宙に関する科学技術の発達——「超光速」の実現を含む——と、第九条に記す「必要

最小限の道徳」を世界の全ての人々が無意識の内に実践し且つ「謙虚」と「助け合い」の精神を移住先と成る惑星に先住している動植物に対して發揮出来るか、と云う事と、其等を叶える為の、凡そ数千万世代に互る研究と努力の積み重ねとその成果に掛かって来る。

第一章 総則

第一章は「総則」と題して、日本国の運営基盤に関する概要を述べる為の章として位置付けた。尚、現行憲法に於ける「国」と云う言葉には複数の異なる意味が在り、本案では従って、其に代わる幾つかの言葉を、条文の内容にに応じて使

分けている。

第一条——市場経済

【旧憲法】第一条 大日本帝国は万世一系の天皇是を統治す

憲法的第一条は本来、自国の体制の在り方を一言で述べて、其を内外に向かつて宣言する為の文章、と筆者は考える。事実、筆者が読んで知っている限りでは、何処の国の憲法も、第一条は「我が国（名称）は、こう云う国家である」と云う文章に成っている。旧憲法でも、第一条は前枠の通り、「大日本帝国は…」と云う書き出しに成っていた（原文は「正字体に片仮名」だが、本書では読者の理解を少しでも助ける

べく、「和式略字体に平仮名」とした。以下同様）。

論理性を欠くかも知れないが、憲法の第一条はやつぱり、「我が国（名称）は…」と云う書き出しにした方が体裁良く纏まる、と筆者には思える。

〈市場経済〉——此の語を敢えて、第一条に記す理由は二つ。一つは、市場経済——云う迄も無いが、物（無論、人は論外！）を「作る自由・売る自由・買う自由」が保障されている経済形態の事——が人間社会に於いて「自然の摂理」に叶う経済形態である事。物は其の時の必要に応じて作られ、売買されるのが「自然な流れ」だから。もう一つの理由とは、其に対抗して考え出された経済形態である「社会主義経済体制」が抑圧と恐怖そして自滅の

道を辿った——嘗ての「ソビエト連邦」を始めとする東欧羅巴諸国の例を見聞する迄も無く——、と云う事実を改めて認識し、其を真似ない・取り入れない・繰り返さない、と云う決意と誓いを自らに課すが為だ。

「共和国」である事の意義については、第六条の解説で纏めて述べる。

第二条——国家の領域・国民の要件

第一〇条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

国家を構成する地理的な要件。其は、第一に領土、第二に領空、第三に領海である。——「領土」は、どの国家にも絶対

不可欠である。領土が無ければ、国民は定住する事が出来ないからである。「領空」は、国民が澄んだ空気を吸うために、亦自国の飛行機等を自由に往来させる為にも必要である。更に日本の場合には、「領海」も無ければ成らない。領土が海に囲まれている事に加え、日本国民は平均的に、海藻類や魚介類を米や麦に次ぐ食糧としており、領海が無ければ、其等を優先的に得られないからである。

憲法が其の国家に於ける「最高の法」である事を考えると、領土・領海及び領空（以下、国家の領域）に関する規程も、憲法に記するのが本来の姿であろう。但、厳密に記す、と成ると……。日本の領土は「本州・九州・四国・北海道・伊豆諸島・小笠

原諸島：及び薩南諸島」、日本の領海は「本州：薩南諸島の各海岸部から一二海里（二海里は約一八五メートル）外側迄の範囲に在る海」、そして日本の領空は「前述の領海の端から垂直距離にして八〇乃至一二〇メートル迄の高さ（大気圏内の範囲）に在る空」と云う事に成る。併し此の記述も概略に過ぎず、法に記す為には更に木目細かい表現が要求される。其は必然的に、一般大衆にとっては「長過ぎる」文章に成る。

其処で本案では、国家の領域に関して、其等の範囲は条約で定める、と云う旨を端的に述べ、其の制定と改定について国会の議決と国民投票を特に必要とする条約である旨を別の条文に記す（第五七条の

解説参照）に留め、具体的な範囲は其の条約に委ねる事とした。「法律」では無く「条約」としたのは無論、国家の領域に關する事が国内だけで無く諸外国の利益にも大きく關わる問題だからである。

第二項は、現行憲法の第一〇条を其の儘、転用した。無論、改める必要が無いからである。



日本国の領土について語ると成れば、何れも海に在って他国と接し、尚且つ国境を巡って未だに揉め続けている、「尖閣（釣魚〓中国名）諸島」と「竹島（独島〓韓国名）」、そして「千島（クリル〓ロシア名）列島」を語らぬ訳には行かない。

共に明治時代に日本領である事が明確

にされるも、「第二次世界大戦に於ける日本の敗北」に拠ってアメリカ合衆国領と成り其の二七年後（一九七二年（昭和四七））に形の上では再び日本領と成るも中華人民共和国（中国）が前年の石油発掘を「楯」に自国領と唱えている「尖閣」（一八九五年（明治二八）、沖縄県の一部として「編入」と、大韓民国（韓国）が一五世紀以来の主張と「第二次：敗北」とを根拠に自国領と唱えている「竹島」（一九〇五年「領有宣言」）。他方、「日露和親条約」（一八五四年（安政元）締結）で「択捉島」以西の四島を日本領（〓「北方領土」）とするも、ロシア連邦が「第二次：敗北」を理由に其の四島をも自国領としている「千島」。――中国・韓国とロシアが共に拠り所とし

ているのは「戦勝の論理」だ。「第二次大戦」を含む「日清」以来の「東亜細亜權益戦争」（一八九四〜一九四五）に於いて日本が負けた結果として領有権を放棄した——「日本国との平和条約」の締結（一九五二）及び発効（一九五三）に拠り——が故、我が国の領域と成っている」と云う理屈だ。「其にしても何故、中国が「尖閣沖油田発見」（一九七二）迄の二六年（現行の「一党独裁体制発足（一九四九）からも二二年）間、尖閣について黙って来たのだろうか。「言わぬが華」か？」。

少なくとも「明治」以降、同じ軍事同盟内の国家同士の場合（日本と合衆国との間に於ける「小笠原」と「沖繩」…例）を除くと、島を巡る領土問題——特定国家への帰属を

前提とする場合——が当事者たる国家間の対等な話し合いのみで（＝武力を伴わずして）解決した例を聴いた覚えが無い（前術の補足と成るが、「尖閣」の「編入」は「日清戦争」の翌年に、「竹島」の「領有宣言」は「日露戦争」の翌年に、各々行われている）。故に、「敢えて単純に考えるならば」尖閣も竹島も西千島も、日本が再び「自国の領土にしたければ」結局、自ら戦争を起こして其に勝つ以外に無い、と云う結論に至らざるを得まい。

国境に接する島々を巡る領土問題を「戦勝の論理」に拠らずして解決するには先ず、自国の領土として帰属させる、と云う発想を捨て、同じ主権国家として平和の内に「共存共栄」を図る、と云う

発想に立脚する事から始める必要に在る。但し其の先、「尖閣・竹島」と「千島」では対応が違つて来る。

尖閣と竹島については、共に「中立地帯」として、前者は日本と中国とが、後者は日本と韓国とが、共同で管理と警備に当り、島と其の沿海部で得られた果実（魚介類や鉱物資源等。果物の事では無い！）は、共に双方の国家が一年毎に、人口に比例する形で分け合つて取得する——と云う事で解決出来よう。其は、尖閣も竹島も基本的には「無人島」だからである（後者については前述の「…平和条約」以降、韓国の軍人と国営観光施設関係者が共に複数、駐在しているが、是は韓国政府が自国の領域である事を日本に對して誇示するが為に他成らない）。

一方の千島列島。西は「国後島」から東は「占守島」迄、一三在る島々の内の幾つかが「有人島」だ。而も、日本が択捉以西の四島を自国領とする根拠としている「日露和親条約」は、其等の島々に少なからず定住していた先住民「アイヌ」の存在を無視して決められた。故に、「千島列島と国境」の問題を「尖閣・竹島」と同列に考える訳には行かないのである。

アイヌ民族は現在、日本には北海道を中心に純血と混血とを合わせて三万人前後が定住しているとの事（北海道のみで二万三七八二人：「北海道アイヌ生活実態調査」二〇〇六年一〇月現在）。彼等がロシア側にどれだけ定住しているかは判らないが、少なからず居る事は間違い無かろう。

其処で、である。若し彼等アイヌの人々が、意を決し一致団結の上で千島列島に定住し、尚且つ民族固有の独立した主権国家―仮に「アイヌ国」と云う―を其の地に築く、と云う統一した意志が在るならば、数年以内の「アイヌ国」建立を条件に、彼等アイヌ民族団と日本とロシアとの三者が対等な立場で協議した上で、千島列島全域・一三の島々全てをアイヌ民族団に引き渡そう―千島に現住するロシア国民が本土に戻るか或いは「アイヌ国」に帰化するか、については各々の良心に委ねられる―。そして、其等島々と其の沿海部で得られた果実については一年毎に、先ず「アイヌ国」が自国民の必要分を最優先で取得し、余剰分を日本と

ロシアとが人口に比例する形で分け合つて取得する。―と云うと、右翼の人々にとつては「国辱的」と映るかも知れないが、同じ主権国家同士が対等且つ平和の内に、尚且つ先住民族の立場を尊重しつつ共存するには、「千島」に関しては此の方法しか無からう。

第三条―民主政治宣言

是も第一条と同じく「格好付け」に成るが、「国民の自由な意思に基づいて選ばれる代表者」と云う文言を憲法の始めの章に於ける条文に記す事で、「民主政治を行う」と云う事の、全国民と国際社会に対する「宣言」に成るものと考える。

第四条——憲法の地位

第九八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その《条規》に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を《有しない》。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に実行することを必要とする。

本案では、憲法の地位に関する二つの条文を第一章に据えた。憲法の地位に関する規定は、国家の運営基盤に深く関わるからである。

現行憲法中の「詔勅」しやうちよく（君主制に於ける、

君主の名に拠る命令）と云う語は、本案には記さない——共和国に於いては在り得ない——一方、「告示」と「指導」とを加えた。

特に後者については、「行政指導」と云う手法が現在、法的根拠が無いにも拘らかかわず、あらゆる分野・業種に対して「幅を利かきせている」事（多くの場合、文書を使わずに口頭で行われていると云う）に着目し、そうした手法が無効である、と云う姿勢を明確に示す為だ。

現行憲法中の「全部又は一部」と「確立された国際法規」は、敢えて記す必要も無いと思われるので、本案には記さなかつた。後者について更に言うと、「国際連合憲章」等を含め、国際法と云うのは全て「条約」だからである。尚、条約の締結について「此の憲法の規定に従つて」と記したのは、憲法の趣旨に沿わぬ条約の締結を認めない、と云う意味も込めて

いる。

第五条——公務員の責務に関する基本

第二百五条②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

第九九条 天皇又は摂政及び〈國務大臣、国會議員、裁判官その他の〉公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

本案では、「公務員」と云う語を、日本国に於ける全ての国家機関の直接的な構成員の総称として使っており、「官僚」を始めとする一般職のみならず、議会の議員・政府の長や閣僚、其に裁判官も含めている。

〈日本国及び全ての日本国民に対する奉

仕者〉——「全体の奉仕者」では対象が曖昧なので、こう記す事で対象を明確にした。是には、外国からの如何なる干渉に遇った場合にも我が国と同胞を守り通す、と云う意識を全ての公務員に持たせる意味も在る。

〈職務に際して、自身の私利私欲を追い求めては成らない〉——此の文言には、「自身の私事を優先させては成らない」と云う意味も含んでいる。公務員は、国家と其の構成員である全ての国民に対する奉仕者であるから当然、国家と全国民に対して責任を負って働かなければ成らない。国家が一大事——大地震や暴風等の自然災害、或いは武力攻撃等——に直面した場合には特に、公務員の働き「の内

容」が国家の存亡と国民の生命を左右する。そして、一大事は何時いつ、どんな形で起きるか判らない。だから公務員たる者は特に、一大事が何時、どんな形で起きても其に充分な対応が出来る様に、私事については極力考えず、常に国家と全国民の利益を考えていなければ成らない。一大事の際に私事を優先させる、と成ると、国家は滅んで国民は「公務員自身を含めて」無駄死にする。私利私欲を満たすと云う事は亦、複数多数の他人に対して犠牲を強いる事でもある。公務員が私利私欲を満たすと成ると特に、大衆が払う犠牲と負担は尚更、重くなる―税金を余計に払う、等を通して―。大衆の負担を必要最小限に抑える意味でも、「私利私欲

を求めない」姿勢は、平時から必要なのである。

第二項は、共和国に在っては公職で無くなる「天皇又は摂政」を除いた上で、対象を全ての公務員とした以外、現行憲法第九九条の規定を基本的に引き継ぐ格好と成っているが、「此の憲法を」と「尊重し」との間に「特に」の文言を敢えて加え入れた。

最近・特に二〇一二年一二月―衆議院議員総選挙が行われた―以降、「憲法は国家・権力を縛るもの」旨の言葉が、『自由民主党』（自民党）の「憲法改正草案」（二〇一二年四月決定）に対する批判の一環として、「現行憲法擁護」等と相変わらず吠え捲まくっている人々・更には憲法改

定を唱える側の一部の有識者群からも、数少なからず聞こえて来ている。——若し、同旨の言葉が「国家と国民とは別物且つ相対立するもの」と云う考えに基づいているならば、とんでもない誤り、と筆者としては言っておかねば成らぬ。

其は、先ず第一に、同じ領土に住み且つ言葉と生活習慣を基本的に同じくする人々が国民として国家を構成しており、憲法が其の国家の最高法規である以上、其の国家の構成員である国民たる者が全て、お互いに守り合う形で其に従って生きていく事は至極当然だからである。第二に、其の国家を直接的に営む側に居る人々・即ち公務員も亦、同じ其の国の国民から選ばれているからである。

但、本案第九条の解説で改めて述べるが、人は「放っておけば何事も自分に都合が好い様にしたがり且つ、悪い方向へ走りたがる動物」でもある。故に、其が集団化・組織化し、更に法を通して行使する諸々且つ数多くの権限と結び付く事を通して、時と場合に拠っては民間に居る大多数の国民に損失を負わせる結果を招き得る事も否定は出来ない。——そう云う方向に走らぬ様、全ての公務員に「国家を直接的に営む立場に居るなら尚なおの事、自分達も亦、国民の一人一人である事を忘れては成らない」と云う事を戒めいましとして肝に銘じて貰う意味も込め、現行憲法九九条の趣旨を引き継ぎつつ、「此の憲法を」と「尊重し」との間に「特に」の文

言を敢えて加え入れた。



「何故、権力を憲法で縛る必要が在るか」と問われたら、筆者は斯く答える。

「権力を法・特に「最高の法」である憲法で縛っておかないと、時にして・場合に因つて、大多数の（≡民間にて働き暮らす）一般大衆が損害を被る事が起こり得るが故」。

其の「損害」の形は多種多様故、此処では挙げ伐れぬが「最たる例」を一つ、挙げるならば、「現行憲法第七条に基づく―首相が「陛下は斯く仰せに成つた」式（↑天皇の国事行為）に行う―衆議院の解散に伴う、諸行事―特に地域・地区単位（運動会・学芸会：等）―の突発的な延期又

は中止」に尽きよう。公民館や公立学校は特に、選挙の投票票場として使われるから、選挙当日に其処では他の行事が出来ない。而も一方、其の「原因」と成る衆議院の解散は、首相自身の好都合を以て不定期に行われ且つ幾度と繰り返されている。近隣住民間の意思疎通を円滑にし絆を深める―そうしておかねば、自然の狂気（地震・暴風雨や疫病等）或いは外（他国や民間組織）からの武力攻撃に直面した際、生き抜き難く成る事も在り得る―に不可欠と言える諸行事が、自然の狂気や武力攻撃の為では無く、全くの人為且つ国家を直に営む一乃至数人の「不定期な好都合」で出来なくなる事に其の都度、憤りを禁じ得ぬ方は少なからう。況して

哉、インターネット網の普及等も手伝って近隣の間関係が希薄に成って来てる事を考え併せるなら、其の思いは尚更であろう。

其処で筆者は、国民の審判を「定期に」受ける——と云う事が「権力を縛る」上での「必須且つ第一歩」と考え、統治機構に於ける全ての職を「固定任期」とする事を、本案に託している。——此の件については、「第三部・解説後編」で詳しく且つ木目細かく述べて行こう。

第六条——共和国たる事の意義

「第一項及び第二項関連」

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意（総意）に基づく。



▲第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することが出来る。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第二項の規定を準用する。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与（たまひのくみ）することは、国会の議決に基かなければならない。

第八八条 すべて皇室財産は、国に属す▼

▲る。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

〔第三項関連〕

第十四条②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③《栄誉》、勳章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、《現にこれを有し、又は将来にこれを受けるもの一代に限り、その効力を有する》。

此処で若干の「お濠い」に成るが、「君

主国」とは「特定の階級に在る者が、選挙に拠らない方法を以て「君主」（皇帝・国王等）と成って、其の君主を元首として治められる国家」を云い、対して「共和国」とは「君主を持たず、選挙―直接にせよ、間接にせよ―を以て選ばれた者を元首として治められる国家」を云う。

第六条は、第一条で述べた「日本国は

：共和制国家である」と云う事を定義付け、其を強調するものである。三つの項に分けているが、先ずは第二項から先に述べる必要が在る。第二項は、私達が此の大地・日本列島に築こうとする「真に民主的な国家」が共和国である事を示す「主文」と成るからである。

【第二項―世襲制度の否定】

此の大地・日本列島に共和国を築く事。其は正に、此の国・日本に於いて現に在る君主制度の解体、即ち「国家機関としての天皇制」の解体を必然的に伴う、と云う事を意味する。

此処で先ず、「君主制度は何故、駄目か」と云う疑問が生じて来る。此の事に

ついで考える際、君主制度が「国家に於ける世襲制度」である事を見逃す訳には行かない。

世襲制度とは、「特定の職業・地位或いは身分に就く資格を、特定同一の家系が永久的に独占し、親が当該職業等を退く（多くの場合は其の死に因つて）と、其の子（多くは長男）が自動的に其の職業等に就く」制度を云う。

では、国家に於ける世襲制度は何故、駄目か。

其は、「真に民主的な共同体」の理念とは決定的な矛盾を孕んでゐるからである。此処では、大きく二つに分けて考えたい。一つは「公平・平等」との矛盾、今一つは「自由」との矛盾である。

公平・平等との矛盾　人は各々、働くと云う事に拠つて生活の糧を得ている。此の「働く」と云う業の際に先ず、問われるのが各々の「能力」である。

能力は、「才能」―先天的なもの―を基礎として、是に「努力」―後天的なもの―を積み重ねて作られる。其は、先ず幼児から児童迄の間に於いて同じ年代の複数の子等を同じ条件の下で競わせる事に拠つて、各々の才能の内容と違い―始めから異なつてはいるが、此の段階前は潜在状態―が判り、其の後の段階―児童から生徒へ変わつて以降―に於いて、各々の分野・職種毎に、同じ内容の才能を持つ子同士が同じ条件の下で努力をし乍ら競い合う。其の結果として初めて、各

々の職業を古慣^{こな}すに相応^{ふさわ}しい人「達」が決まる——と考えるのが、自然と云うものだろう。

以上を念頭に入れた上で、「公平」と「平等」とを各々、「能力」との関係で語る場合、先ず「平等」とは、「競い合う」機会が、才能発見の段階では同じ共同体の構成員たる同年代の子「全て」に、努力の段階では同じ共同体の構成員で且つ同じ内容の才能を持つ同年代の子「全て」に、各々開かれていゝる事を云い、「公平」とは、そうして対等に競い合つた結果が最大限に尊重され、其に基づいて各々が自身に合つた職業について働く事——と云つて間違ひでは無からう。

さて、「蛙^{かえる}の子は蛙」と云う諺^{ことわざ}が在る。

競馬に於いては「ダービー馬はダービー馬から」と云う文言が在る。共に、「子は其の親が持つ能力を生まれ乍らにして引き継ぐ」と云う事を端的に言い表した言葉だが、此の「子は…引き継ぐ」が、世襲制度を成り立たせている「論拠」と成つてゐる。

併^{しか}し才能は、遺伝するとは限らない。肉体労働者の子が、頭脳労働の仕事に就き、其処で名声を得るに至つた、と云う事は数多く聞く話である。亦、其の家系以外にも、同じ分野・同じ職業に在つて同様又は其以上の能力を持っていて、当該家系に在る人よりも其の仕事が出来る人が他に居るかも知れない「或いは居ないかも知れないが、居ないとも断言出来

ない」。世襲制度は、そうした同じ「或いは其以上の」能力を持つ人々を、同じ医学上の「人」であり且つ障害も無く且つ肌の色と言葉と年代が同じであるにも拘らず、比べもせず亦競わせずに「家系」を理由にして最初から排除する訳だから、「不公平」そして「不平等」と云う以外の何物でも無い。

世襲制度が「公平」と「平等」の理念とは矛盾するものである事は、以上に述べた事で十分に説明出来ると思う。但、其だけでは、「此の国の君主に能力は関係無い」と云う旨の「反論」が恐らく返つて来よう。現行憲法下の天皇は、政治的には「国事行為」等の儀礼的な行いを成すのみで、政治に関しては一切の権利や

権限が否定されている。成る程、能力は儀礼的な行いには関係無い要素かも知れない。併し…。儀礼的で在り乍ら政治的な意味を持つ―国家機構の領域に在って行われる以上は―行いが世襲制度の下に行われている事を、世襲制度と「自由」との関係を考えて上で改めて見て行くと、国家機構に於ける世襲制度の問題点が、はっきりとした形で見えて来るのでは無いただろうか。

自由との矛盾 世襲制度と「自由」との関係について、結論を先に言くと、此の両者も矛盾する。其の理由は先ず、「職業を選ぶ自由」が無い事である。

世襲制度の下では、当該家系に在る子供、特に長男は、父が仕事を退いた―多

くは其の死に抛って—ら、自分の意思に
関係無く、亦其の職業を古慣すに相応し
い能力の有無にも関係無く、其の「父の
仕事」を継がねば成らない。天皇〔制〕も
亦、其の例外では無い。

他の君主国については判らないが、少
なくとも現行憲法下の天皇〔制〕に関し
て言えば、「自由」との矛盾を他にも、是
だけ抱えている。

●天皇は、「国事行為」を始めとする形
式的・儀礼的な事々を内閣—実際には官
僚—に抛る「助言と承認」と云う名の指
示通りに行く。が、例えば法律の公布に
際して、其の法律の内容が自身の良心に
叶わなくとも、署名を拒む事は出来ない
（而も、こうした自身の意思を挟めない形式的^{しか}。

儀礼的な行い—「公務」の名の下に行われる—は
数も膨大で、其を期限通りに行くが為に深夜更に
未明に迄及ぶ日も少なくないと云う）。其ほか
りでは無く、時の閣僚更には与党幹部に
抛る「強い要請」で会見等が設定された
場合、天皇自らは其を拒む事が出来ない
（二〇〇九年一二月に行われた中華人民共和国
副首席との「特例会見」は其の典型例）。

●「皇位」の継承を始め天皇及び皇族に
関わる決まり事を定めている「皇室典範^{てんぱん}
」。併し、天皇自らが変更の必要性を感
じたとしても、天皇自らの意思で其を変
える事は、現行憲法下では出来ない。其
の変更の可否は一重^{ひとえ}に、内閣そして国会
の意思に委ねられている。是亦^{こゝまた}、利用す
る側の都合でどうにでも成る。

●「学問の自由」謂わば研究活動との関係について言うと、古代から近世迄に關する文学や歴史学、或いは自然科学についての研究活動は認められ、実際に行われている（昭和天皇は海洋生物学の研究も手掛け、著書を数冊、残している一例）が、近代（明治）以降の歴史や政治・經濟及び社会を題材にしての其は事実上、認められていない。其を認めると、結果的に「国政に關わって」憲法違反、と云われる事にも成り兼ねないからである。

●現行憲法下の刑法には、「名誉毀損」即ち特定の人について心身を傷つけられる行いが生じた場合、其の「特定の人」が天皇又は皇族である場合には、総理大臣（首相）が代わって告訴を行う——と在る

（第二編第四章・第二三二条）。即ち、天皇と皇族は、仮に自らの心身を傷つけられる行いに遭ったとしても、自らの意思で訴える事は出来ず、時の権力の裁量次第で其の行いが揉み消される——と云う事も在り得る。——現行憲法施行後——特に一九六〇年代に在って、天皇や皇族を「怪談」や「下ねた」の類に使った著述品（小説や隨筆等）が世に出て、極右の人々が其に怒って著者や編集者或いは其の親族を殺傷し、当該著述品が発売中止或いは回収・焼却される——と云った出来事が幾つか起きた（中でも、六〇年（昭和三五）一月発表の小説『風流夢譚』を巡っては、登場人物の夢の中の話として「天皇と皇族が処刑される」場面が描かれている事で一部極右が怒り、極右団体

「神社」と深い繋がり―鎖縁？―を持ちながら日常生活を営んで来た。「初詣」を始めとする個人の祈願参拝は元より、公事（≡仕事）に在っても、安全祈願の式典（建設・造成等の土木工事に於ける起工式や竣工式等：例）は殆ど神道に則って行われている。亦、例えば「雅楽」「歌舞伎」並びに「相撲」は、何れも「神事」即ち神道と云う宗教に基づく行事として始まり、後に芸術並びにスポーツとして近代化・整備されたものだ。

―以上の二つを考慮に入れた場合、天皇制「其のもの」の否定は「極めて危険」と言わざるを得ない。

故に、「本案を正に憲法とし、共和国としての「日本国」を日本列島に築く

とは、皇室の人々も私達（≡現行憲法下の「日本国民」）も同じ「日本人」―肌の色を同じくし、同じ日本語を話す、同じ医学上の「人」―と云うと右翼の人々からは「国辱的」或いは「不敬」とも言われそうだが、此の三点は科学的な根拠に基づいており、否定のし様が無い―である事を認識した上で、天皇「そして皇族」を一切の「公務」の名で「行わされる」「行い」―無論、「国事行為」も含まれる。敢えて言い換えると「日本国の象徴」等の名に拠る国家機構の「呪縛」―か―から解放し、法の上では同じ日本国民として私達と同様に権利を保障―と共に其相應の義務も必然的に生ずる―し、従って「**国家機関**としての天皇制が必然的に解

体される」と云う事なのである。——其は併し、宗教者としての天皇・「古典」文化の担い手としての天皇をも否定するものでは無く寧ろ、宗教者そして「古典」文化の担い手としての立場を尊重する行いである——と云う事も、改めて強調しておく必要が在る。

宗教者としての立場を尊重する、と云う事について更に言うならば、神道の教義を変える——「皇位」継承の資格（現行の「皇室典範」に於いては「皇統に属する男系の男子」のみ）の変更も正しく是に含まれる——か否か、其の最終決定も亦、天皇だけが出来る行いと解されて然るべきで在ろう。皇室が国家機構から解放され、天皇そして皇族も法の上では日本国民と成る。

そして、「大嘗祭」を始め自らの宗教に基づく儀式や行事——神事——も、「信教の自由」を行使し自らの責任と良心を以て行う（神事では無いが、「園遊会」や「茶会」等も招待客を天皇自身が指名し選んだ上で催す事と成る）。其に拠って初めて、時の政治や社会に全く左右される事無く、純粹な宗教儀式（或いは行事）として正々堂々、公然と——神道の教義に反しない限りに於いて——行われる事が保障され、宗教としての、亦「古典」文化としての「天皇〔制〕」が民主的社會の中に在っても生き長らえ、他の諸宗教との「共存共栄」——第二次大戦中の様に複数他方が一方に合わせて教えを曲げる、と云う事では無い——も成し得る、と言えないだろうか。——「是を

敢えて言い換えるならば、「天皇（皇室）の存在が憲法で「国家機構に於ける存在——頂点であつてもそうで無くとも——として」規定されている限り、時の権力に拠つて利用される事を免れ得ず、其故に天皇及び皇族自身の自発的な言動や行動が必然的に「殆ど」妨げられている——と云うのが、皇室を巡る現行憲法下の現状と言えないだろうか。



天皇及び皇族が法の上で国民と成る事は、自らの働き「更には各地の神社を通しての寄付——人々が信仰の証として出す金銭（「初詣」等で個々が払う「賽銭」も）の一部——も在ろうが」を通して金銭を得、其処から必要に応じて納税を行う、と云う

事をも意味する。但、「大和朝廷」の成立（現在迄の歴史研究の成果に拠ると概ね、四世紀頃と云われてはいるが、「天皇陵」の発掘が未だに殆ど行われていない（「宮内庁」が発掘を頑固に認めていないが故。「神秘性」——宗教に在っては付き物の要素だが——を維持したいが為か？）事も在り、史実（含む年月日）の確定には至っていない）から今に至る迄、係る金銭の殆ど——遅くとも明治以降は全部——が国費で賄われて来ている、と云う事実を考えると、本案の施行と同時に国費を「いきなり絶つ」事は極めて危険である。

其処で本案では、本文に続けて「付則」を設ける中で、本案が実際の憲法として施行される日時から一〇年を目処として、第二章の規定に拠る諸々の権利を天皇及

び皇族にも完全に保障する事とし、其迄の一〇年間は掛かる費用の「大部分後一部」を国費で賄うものとする。「大部分後一部」とは「年と段階を追って比重を引き下げて行く」と云う事であり、其の具體的な中身は法律で定める事と成るが、国費の年次比重については、一年目が九割五分、二年目は九割、其の後は一年毎に一割分ずつ引き下げ、一〇年目には一割とし、諸権利の完全保障が実効される日時を以て国費負担の終了とするのが妥当だろう。と共に、其の一〇年間は、参政権の一部である「被選挙権」を行使出来ず亦一切の公職に就けない事とするのも止むを得ない。本来、地位と云うものは自らの才能に自ら進んで努力を加え

て「勝ち取るもの」であり、故に生活費を「其の一部でも」国費で賄うと云う公的優遇を得（＝国家機構に助けて貰う）乍ら権限を伴う公的地位も得る、と云う事は公平の理念に叶わないからである。

【第一項――

国家の理念と公職登用の機会均等】

第六条の第一項と第三項は各々、同条第二項を補い、此の国が共和国である事を確認し亦強調する為の「副文」である。

「公平」と「平等」を国家の理念として掲げるからには先ず、国家機関が何らかの形を以て其の手本・模範を示す必要が在る。其の「第一歩」と成るのが、公職への登用の「公平且つ平等な機会の保障」と云える。第一歩と云うのは、国家機関

の制度―職種や地位を含む―が幾ら整備されていても、其「等」に就いて働く人「々」が居なければ、国家機関も機能のし様が無いからである。

其処で、こうした公職への登用の機会に関する「大摩訶まかな」規定を第六条第一項として「世襲制度の否定」の規定の前に置く事に拠って、此の国が「公平」と「平等」を重んずる事を徹底させ、亦印象付ける効果を齎もたらし得る、と考えた。

【第三項――栄典制度存立の条件】

栄典とは、国家が一定の条件を満たした者に対し名譽として与える、勲章や称号等を云う。後者については、貴族の位も其に含まれるが、栄典制度自体は「公平」と「平等」の理念に叶うものであれ

ば、在って良いものであり、寧ろ必要と云えるもの―と筆者は考える。問題は、其の内容である。

先ず栄典を受ける資格は、基本的に全ての国民に対して開かれていて、亦与えられた者本人に限って有効とする。其の上で、可能な限りに於いて具体的な基準―予め、法律で規定しておく事―の下、「共同体としての利益を目に見える形で国家に齎した人「々」」に対して、栄典を与えるものとする。

選考に際しては、各分野に於いて長年に亘って働き且つ第一線で活躍した人々を委員とする「栄典選考委員会」を一「独立行政委員会」（第四章の解説参照）として設置し、候補者の推薦と指名、亦受賞の

是非の決定等、栄典に関する一切の権限を同委員会〔の委員達〕に委ね、行政府は同委員会の決定を無条件で承認する様にする。同委員会の委員は任期中、栄典の選考そして受賞の対象には成らない。

勿論、「大勲位」とか「勲何等」等と云う様な等級は一切、認められない。

所で、新しい元首が就任し、又は他国の元首等を賓客として招く等、国家として対外的にも重要な出来事が在る場合、国家機関は儀式又は行事（「晩餐会」等）を大々的に催す。其の際、物理的な理由（会場の収容能力等）を持ち出す迄も無く、全ての国民を招く訳には行かない。其処で当然、国家機関は其の場に参加するに相応しい人々を予め選ぶ。そうした場に決

まって招かれるのは多くの場合、大臣や国会議員等と云った上級且つ特別職の公務員である。国家と云う共同体を直接的に運営しているのは、彼等を始めとする公務員達である。併し国家は無論、彼等だけで成り立っている訳では無い。

国家の構成員即ち国民は、殆どが民間に在って働き、其で生涯を送る。其の「殆ど」の中にも、国家の対外的な地位を向上させ、或いは全ての国民が暮らし易く成る、と云った利益を齎す働きを行う人「々」が必ず、現れるものである。そう云う人「々」が、国家機関に拠って表彰され、且つ国家として行う儀式や行事への招きに与かる、と云うのは正に「特権」である。一般的には立ち入れない場に立

ち入り出来るのだから。其の上で且つ、特権に与かる為の機会が基本的に全ての国民に開かれてゐる事は、「平等」の理念との矛盾には成らない。其の国の「国民」であれば「誰にでも」、成れる可能性が在るからである。そして其は、民間人である大方の国民にとって、「励み」に成ると共に一つの「大きな目標」にも成り得るし、国家としても「公平な、開かれた共同体」として、対外的な印象の向上にも大いに役立つ筈である。

栄典制度とは正直な所、国家機関が自ら催す儀式や行事に出席・参加するに相応しい人々を民間から選ぶ為に在る制度、と言つて良からう。栄典制度を「寧ろ必要」とする理由は正に、其処に在る。

◇

此の第六条は国家の根幹に「特に」関わるものであつて、簡単に説明が付く問題では無い。従つて下手に短く言う訳には行かず、「極右」たる人々の攻撃の的にも成りかねない、と云う不安も在つて長い説明に至つた。筆者としては精一杯の思考力を使つて述べたつもりだが、今後、此の大地・日本列島に共和国を築くべく実践しようとする人々が「何故、共和国たる事が必要か」について「更に充分な説得力を持つ説明」を外に向かつて堂々と出来る様、期待したい。

第七条——外交の基本姿勢

「第一項関連」

第九条 日本国民は、《正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、》国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

「第二項及び第三項関連」

〈前文②〉日本国民は、《恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる》国際社会において、**名誉ある地位を占めたい**と思ふ。《われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。》

〈前文③抄〉…**いづれの国家も、自国のこ**▼

▲とのみに専念して他国を無視しては成らないのであって、…

第七条は、日本国と云う国家機構の、外交に関する基本姿勢を示す条文とした。

第一項は現行憲法第九条第一項後段「戦争等の放棄」の趣旨を、第三項は同条同項前段「国際平和の希求」に加えて前文の第二項と第三項一部分の趣旨を、各々引き継ぎつつも、文章を簡潔にし、一般大衆にとって判り易い様にしたものだ。此の二つの項の間に、「非同盟と中立の堅持と護持」を示す規定を第二項として書き加えた。

【主語について】

本案第七条に関連する現行憲法の条文

は前文の一部と第九条の第一項だが、両者は共に「日本国民は」が主語に成っている。

対して、本案第七条は「日本国は」を主語としている。其は第一に、「戦争放棄」「非同盟・中立」そして「国際平和継続の為の協力」が何れも、飽く迄^あ迄^{まで}国家として取り組む行いである上、極めて政治的且つ抽象的な課題故に、其の取組に直接的に関わる為には別に具体的な方法を考えて実践しなければならず、そうした事が出来る―国家を直接的に動かせる職業に就き得る―人々は、国民全体に在って常に「極一部」だからである。第二に、「繰り返しに成るが」此の新憲法下の日本国では、此の大地・日本列島にて生ま

れ育ち且つ定住する人々―日本に定住し乍ら日本国籍を敢えて得ようとならない外国人を除いて―全てが「日本国民」だからである。



現行憲法に於いて、前文と第九条・両者の主語が「日本国」では無く「日本国民」と成っている―第一〇条以降の其とは意味が違う―のは、同憲法下の日本国が「天皇〔及び皇族〕」と「国民」とに拠って構成され、其の上で、「日清戦争」（一八九四年「明治二七」）から第二次大戦に至る戦争が「天皇主権」の旧憲法（第一条解説・見出し直後の枠内参照。尚、「万世一系」と云う文言については正直な所、筆者としては疑念を禁じ得ないが、本書では是以上、言及しない。

是に関して詳しく述べると成ると、宗教の領域に迄踏み込まねば成らなくなる。下で行われた以上、「天皇主権」は否定されなければ成らない」と云う事を改めて強調するが為なのだろう。

【第一項——戦争の放棄】

本案第七条の第一項は、基本的には現行憲法第九条第一項の趣旨を其の儘、引き継いだものである。

「戦争の放棄」とは、「武力行使を自ら進んで行わない」事である。

他国に対して自国から一方的に進んで武力を行使する事は、早かれ遅かれ必ず、自国が当該他国（或いは当該他国と友好関係にある第三国等）に拠る武力行使を受けて被害を出す、と云う結果を招き、

亦、当該他国の、否、自国の一般大衆——善意の——をも「巻き添え」にして自他双方の大衆の「生きる権利」を一方的に奪う、と云う結果をも必然的に招く。

日本も嘗て、そうした事を実際に経験した。旧憲法下の日本軍は、「清」（中国）とロシアに対し自ら起こした戦争で台湾と朝鮮を、更には中国東北部を、各々併合しては現地の住民を扱き使い、更には彼等を纏めて殺したりもした。其の「勢いでアメリカ合衆国領（ハワイ諸島）へも攻め入ったが、反撃を受ける間に劣勢に転じ、合衆国本土に入れぬ儘、やがて自国本土が空襲に遇い、最後には二回の核攻撃を浴びて、自国軍の兵士は駸か、それで無い自国本土の民をも多数、失った。

戦争を自ら起こさなければ「強いては、欧米に並ぼうとする」「背伸び外交」をやらなければ」、自国本土が空襲に遇い、亦核爆弾が落とされる事も「核爆弾の発明自体も?」、更には其等に拠って戦争に協力させられた善意の一般大衆迄多く殺られる事も、無かった筈である。——其の通りだとすると、「大日本帝国」と云う国家機構は正に、「悪い事をしたから、悪い事が返って来た」のである。

以上が「戦争の放棄」を本案に記す理由である。現行憲法の第九条第一項も亦、同様の趣旨を以て定められたものと思われるが但、「国権の発動たる戦争」と云う言い回しは日常生活では勿論、政治の領域でも先ず、使われぬだろうし、恰も

「民間〔有志〕に拠る」戦争——所謂「ゲリラ」——であれば良い、と云う様にも捉えられかねないだろう。亦、「武力の行使」とは、戦争や「武力に拠る威嚇」と區別して使う文言では無く、武力を使うあらゆる行いの総称であり、是には当然、戦争も、亦「武力に拠る威嚇」も含まれる。

其処で本案では、武力行使の代表的な形態である「戦争」を特に挙げた上で、基本的に武力の行使を永久に放棄する旨を記すと共に、放棄すべき「武力の行使」の及ぶ対象を明らかにした。其の第一は、前述した旧憲法下の五一年に互る戦争の様な「侵略戦争」である。第二は、主として軍事大国——合衆国・ロシア及び中国を中心とする——に拠る、自国の思い通りに

成らない国、或いは自国と同盟関係を結んでゐる国へ攻めてゐる他国に対する「制裁」の為の戦争である。

但し、「制裁戦争」の場合には、第二項で規定する「平和と友好を堅持し護持する為の活動を行う事を目的とし、不特定多数の国々に拠つて構成し、且つ其の参加国が同等の権利を行使する事を前提とする、主権を持たない国際機関」が行うものについては、対象外とする。日本国も亦「世界の中の一主権国家」である以上、諸外国の情勢に「全く無関心」である事は、諸国家同士・諸国民同士が互いに付き合う上で許されず、亦危機に瀕した際に助けて貰えず、為に日本国自体が――勿論、日本国民も全て――滅びる、と云

う事が在り得るからである。

本案下の日本国は、「〔第八条で規定する〕自国防衛の為の軍隊とは別個の要員―但し、其の自国防衛の為の軍隊の要員を能力評価と推薦の上で個人単位―現行自衛隊の海外派遣の如き「部隊単位」では無く―で選拔し派遣・参加させる事は在り得る―を、志願制（是も第八条の解説で詳述）に拠り確保の上で派遣する」事が条約で保障される事を前提に、「平和：国際機関」に拠る制裁戦争に参加する。尚、現行憲法第九条第一項の「正義と：希求し」については、「国際協力」上の基本姿勢の一つと考え、本案では第七条第三項に其の趣旨を活かした。

【第二項―非同盟・中立】

「中立」と「非同盟」が何故、「戦争の放棄」の成就の為に必要か。其を説く為には、「同盟関係は何故、駄目か」を先ず、語らねば成らない。

同盟関係とは、同じ主権国家同士が、対象の分野に関し、対等な立場で互いに協力する事を以て目的を叶える——と云うのが一応の「建前」と成っている。

同盟関係は併し、「公平」そして「平等」の要素とは本質的に矛盾する。其は、不特定多数の国家の参加を前提とせず、亦、少なくとも対象分野について、関係の無い他国を排除するものだからである。そして、対象分野に関して同盟国間に「格差」が在れば、優位に立つ側の言い分が罷り通り、劣位に立つ側は其の「言

い成り」に成らざるを得ない。其の上、一同盟国が戦争を起こしたとすると、同じ同盟関係に在る他国は、戦争当事者である其の国を必然的に支持し、直接参加はしなくとも、結局は少なくとも間接的な援助はせねば成らぬ。例え、其の戦争の目的が「侵略」であり、且つ其の相手国が当該同盟の目的外の分野で自国と深い友好関係に在ろうとも。——是は、現行憲法下の此の国が、合衆国との「相互協力及び安全保障条約」——通称「安保」——を通して一番良く知っている事だろう。

「中立」そして「非同盟」の文言が現行憲法に記されていないのは、現行憲法自体が合衆国に拠る外交戦略——「御都合主義」的——の一環として作られたからに

他成らない。そして、現行憲法の条文は其の儘に「自衛隊」そして「安保」……。——こうした現行憲法下の事実を「教訓」として常に認識し、例え特定他国が同盟関係を結ぼうと迫ろうとも其に動ずる事無く、勿論其の他の如何なる「外圧」にも屈する事無く、「戦争放棄」を飽く迄貫く——と云う意味で、「中立」そして「非同盟」を憲法に明記するのだ。

だから、「安保」の解消、そして「他国に頼らない、自国防衛の確立」。此の二つが、本案を実際の憲法とする前提条件と成る事は云う迄も無い——と言いたい所だが……。——此の二条件が叶う為には、日本国としての内政上そして外交上の努力——後者は例えば「西亜細亞（中東）以西

からの鉱物資源（石油等）輸入の解消」——のみ成らず、少なくとも「環太平洋」の領域に在って、専ら「他力」に拠る——日本国の努力のみではどうにも成らない——外事条件が少なくとも四件、本案が實際の憲法案として提出そして発議し得る時よりも先に、成就し且つ確約されなければ成らない。其は——

先ず第一に、第二条の解説で前述した通り、「尖閣」と「竹島」が各々の周辺海域を含め「中立地帯」と成り、亦「千島」が先住民族（此の場合は「アイヌ」）に拠る独立国家の領域と成る事である。

第二に、「市場経済に基づく、安全且つ自由且つ平和な共和国」が朝鮮半島に統一国家として建立（こんりゅう）——「朝鮮民主主義

人民共和国^{???}（北朝鮮）に於ける「金日成の流れを汲む一族」の絶滅「但し可能な限り、「主権を持たない一国際機関」に拠る「身柄拘束・連行移送そして裁判に拠る刑罰」を以て行われる事」↓北朝鮮に於ける「共産党（労働党）に拠る一党独裁」の放棄↓南北国家の合併）・運営される事である。

第三に、中国が「市場：共和国」として統一（Ⅱ「共産党に拠る一党独裁」並びに「台湾側の独立志向」の放棄↓台湾が本土の自治州と成る―「合衆国に於けるハワイ州」と同様―事）・運営される事である。

そして第四に、全ての核兵器が全ての主権国家の手を離れ、「主権を持たない

一国際機関」に拠って一元管理されるに至る事である。

〈平和：国際機関〉——現状で云えば、共に国際連合（国連）下の専門機関である『世界貿易機関（WTO）』や『世界保健機関（WHO）』、或いは『赤十字』と云った団体が是に該^{あた}る。他方、現状下の国連本体は、本案の基準に照らせば「平和：国際機関」とは言えない。実質的な中心機関である「安全保障理事会（安保理）」について、合衆国を始めとする「第二次大戦の勝者たる主要五箇国」が「常任理事国」として優遇され、他の加盟国との間に、行使出来る諸権利の範囲について大きな格差が在るからである。

本案の下、日本の国連本体への参加は

「安保理」に於ける「常任理事国」制度の廃止を始めとする、大幅且つ根本的な改革が行われ、完全に「平和…国際機関」と成っている事が前提と成る。勿論、本案が現実の憲法と成る迄に国連本体が「平和…国際機関」と成っているに越した事は無い。

【第三項——国際協力の在り方】

現行憲法第九条第一項の「正義と…希求し」を「国際協力」上の基本姿勢の一つと考え、本案の第七条第三項に其の趣旨を活かした—と前述したが、其の「国際協力」の内容について、此処で解説を試みたい。

日本国が行うべき「国際協力」。大摩訶まかに云うなら、以下の二つに集約されよう。

一つは、「平和…国際機関」に在って、其の機関の掟（基本法）を忠実に守り且つ実践しつつ、「無欲」の姿勢を以て国際問題の解決に取り組む事である。勿論、無欲とは云っても、「何も遣らない・無関心」とは違う。「人類共通の利益に叶う」と云う確信が在れば、新しい事を提起・提案する。要は、国際機関を蔑ろないがしにしてでも自国の思い通りに成る様に国際問題を解決しようとする—現代の三大国（合衆国・ロシア並びに中国）が執っている様な—事を考えず、亦其を行わない、と云う事である。現行憲法の前文に在る「国際社会に於いて、名誉在る地位を占めた」と思う—旨の文言を記さなかつた理由も、此処に在る。

今一つは、共に現行憲法下で弊害や無駄の多さが指摘されている、「政府開発援助」や「青年海外協力隊」等と云った国営の海外援助活動を「当該国が有事等に遇った際の緊急用の手段」とし、一方、平時に在っては、自発的で且つ営利を目的としない国外活動、特に「人が生きる上で、亦共同体が営まれる上で最小限の基礎と成る分野」（教育・医療及び食糧生産等）に関する其等を行おうとする日本国民有志（主に非営利の法人）に対して、金銭の融資（貸し出し）や技術の援助を積極的に行う事である。



先に述べた「外事四条件」は併し、現在の国際情勢から見て、今から数年乃至

一〇数年以内に成就する見込は先ず無い。そうした中で「安保」を解消する事は、日本として正に「まろくし自国丸毎、絶滅しても結構」と云う意思表示に他成らぬ。

其処で此の「新憲法案」では、外交に関する規定である第七条に関しても「付則」を設け、「安保」が有効に成っている間、第一項については「次項の規定に該当する国際機関」を「国際連合並びにアメリカ合衆国及び同国家との間に安全保障条約を締結している国家群との共同行為」と読み替え、其の「国際連合（国連）：行為」に拠る場合に限り、他国に対する制裁の為の武力行使を認める事とした。是に伴い、第二項も「安保」が有効の間は効力の発生を保留し、第三項中の「前

二項」も「安保」が有効の間は「第一項」と読み替える。

其の上で、先述の「外事四条件」が成就した事が裏付けを伴って確認された際、「安保」の解消へ向けて合衆国との間で交渉を行い、「安保解消」で合意を得た上で、「安保」等の締結を解除し且つ当該二項を適用すべき発議を直ちに行い、第一六六条（第三部にて詳述）の規定に基づく議決と国民投票を以て其の可否を問い、其処で過半数の賛成票が得られる事を以て第七条の完全施行——と云う過程を踏む事と成る。

第八条——軍隊の存立条件と任務

第九条②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「備え有れば憂い無し」と云う諺ことわざがある。一つの「或いは複数の」目的そして目標を立てて事を成そうとする際、他方に於いて、其の目的そして目標を成就じょうじゆ出来ない様な事態をも想定した上で、そうした事態に直面した場合の対応の方法も予あらかじめ、準備しておくと云う事は、団体行動では特に「常識」とされる。是が「危機管理」である。前出の諺は正に、危機管理の重要性を改めて示す言葉に他成らない。

其に、外交上の問題が万事、平和的

段を以て解決する、とは限らない。相手方と成る国「の政府、或いは稀まれに大規模な民間団体」が「掟おきて」を一方的に破り、此の国に対して一方的な武力行使に出る、と云う可能性も否定は出来ない。現に世界の何処どこかで必ずと言って良い程ほど、戦争が起きている。日本がそうした争いに直面する事は、可能性としては「極少ない」かも知れない。が、戦争が現に何処どこかで起きている以上、「全く遇あわない」とは決して言えない。

亦また、私達は各々、現に親であり、或いは是から親に成る――余程よほどの事で無ければ――者でも在る。「子や孫には、此の国に生まれ「てい」る以上、此の大地で安全且つ平和の内に暮らしをさせたい」とは、

人の親であれば、誰もが願う事である。無防備・無抵抗は、私達が犠牲に成るばかりで無く、子孫達の「生きる権利」をも奪う事になる。此の国に生まれる子孫達は、此の国の将来の構成員であり、彼等迄も犠牲者と成る事は当然、此の国の絶滅に直結する。

私達は従って、若しも此の国が他国の一方的な武力行使に遇った場合、以上に述べた親としての願いから、子や孫の「生きる権利」を護まもる為に、即ち、此の国を恒久的に堅持し護持する為に、当該他国「の政府と軍、或いは稀まれに大規模な民間団体」と戦い、此の国の領域を守り通さねば成らない、と云う責任が在る。但、私達が素手で、或いは刃物や拳銃を持つ

て他国の軍隊に対して真面に立ち向かった所で、勝てる訳が無い。戦いには危険が付き物であり、危険な領域を自由に行動するには概ね、高度な技術が要る。此処に、軍隊の必要性が生じて来る。私達は、他国の一方的な武力行使を含めて共同体水準の危険を伴う事態が起こり得る事を想定した上で、軍隊を予め組織しておき、不幸にしてそうした事態に直面した際、軍隊に事態の解決と其の為の行動を委ね、此の国を一方的に脅かす者供と「間接的に」戦うのである。軍隊の存在は、私達が他国に拠る一方的な恐怖から護られ、現在の私達、そして将来に於ける私達の子孫が、恒久的に継承され続けて行く為の「保障」でもある。

対話を求められたら当然、対話で渡り合わねば成らない。併し、武力に対しては武力で立ち向かうしか無い。現行憲法の第九条第二項は正に、私達が生まれ育ちそして現住する此の国を一方的に脅かす者供に対する、共同体として「極当然」の防御と抵抗の権利を否定するものである、と云うべきだろう。

【第一項——軍隊存立の条件】

さて、第八条の第一項は、日本が軍隊を持つ事を宣言すると共に、其の存立の条件を明示するものだが、「文民統制」と共に、軍隊の任務の範囲についても言及した。そうしなければ、折角の「文民統制」の規定も、最終責任者——此処では無論、新憲法下の行政の長（第六六条の解説

参照) —の思いと力量次第に因っては、勝手な憲法解釈が成され、軍隊が本質的に持つ「凶暴性」と相成^{あい}って、「軍部独走」を許しては再び、世界規模の戦争に対し進んで関わり、嘗^{かつ}ての帝国憲法下の様な「惨劇」が再び繰り返される、と云う可能性も否定は出来ないからだ。

文民統制と其の範圍 先ず「文民統制」に関して言えば、「文民」と云う語は、現行憲法作成の際に軍人と區別する為に作られた、所謂「新語」の一つと聞いている。

何れにせよ、「文民」も大衆の日常生活では殆ど使われない言葉の一つ。其処で、本案では代りに「現職の軍人又は過去二〇年に於いて其の経験を持つ者であつては成らない」と記している。無論、

是の方が「文民」よりは一般大衆にとって判り易いと考えるが為だが同時に、軍人の独走を許さない、と云う事を改めて強調する意味も兼ねている。此の文言の趣旨は、第四章と第六章で各々定める公職の資格に関する規定にも活かしてある。

軍隊の最終責任者の資格について、現職の軍人のみならず、少なくとも過去二〇年に於ける軍人経験者をも「資格外」としたのは、今は軍人で無くとも軍隊を辞めてから一年乃至数年、と云う者に軍事に関する最終責任 — 軍隊の行動の可否の最終決定権 — を任すと成ると、現職軍人達の機嫌を伺いつつ決定を下し、前述の様に軍の独走を許し「惨劇」を再び作り出す結果を招きかねない、と云う「恐

怖感」に因るのが第一の理由だが、他方、嘗ての軍事経験者であっても、軍隊を離れてから二〇年以上経てば、現職軍人達との間に緊張感を持たせ、軍の独走を許す様な事も防ぎ得るのでは、と考えるが故でもある。

軍隊の任務の範囲 「軍隊の任務」については、三号に分けた。

第一の号は、他国の一方的な武力行使に遇った場合に、自国の領域と自国民の生命を其から守り通し、其の他に、国内で内乱が起きた場合、其の内乱に参加していない善意の国民の生命を守り通す——と云う事である。両者は分けて取り扱う方が良いかも知れないが、同じ「一方的な武力行使」からの防衛であり、亦共に

〔各国毎の〕軍隊が担う本来の任務である事から、此処では一つの号に纏めた。

第二の号は、以上の人為に抛る事件以外にも、自国を襲う大きな自然災害の為に、技術的に見て軍隊で無ければ入れない、自由に行動出来ないだけの「危険な事態」が生じ得る、と云う事を想定した上で記したものである。是は、若し此の国が、第一の号並びに次に述べる第三の号に該当する事態に遇う事無く、平和が続いている状況に在れば尚の事、軍隊の重要な仕事に成り得る筈である。

第三の号は、本案の下に在っては、私達日本国民の出入国が大衆の領域でも今以上に多く成っている——と云う事を踏まえ、是からの軍隊が担わなければ成らな

い任務として考え、記したものである。

例えば……。若し、「組織的国際武力行為」——当事者が国家であれ民間であれ——が起き、其処で複数の日本国民が他国の人々と共に「人質」として捕えられ、而も、人質を抱える全ての他国が「軍隊を出すも、自国の人質を助けるのが精一杯」の状態に在ったとしたら。此の場合は「何もそして誰も出さずに居たら、亦「平和的手段」に頼っていたら、此の国の民たる人質「だけ」が見殺しにされる」と考えるのが「常識」だろう。そして私達は、人質と成っている彼等同胞を「何とか助けたい」と自然に思うものである——「極小さい頃に受ける教育の内容次第だが」——「真の愛国心」が私達全てに根付いてい

る事を前提とするならば——。併し、国家水準の武力に関しては「素人」である私達が現場へ行くには、危険が多過ぎる。と成ると、人質を助け出せる可能性が少しでも在る限りは、自国の軍隊を派遣して同じ自国の民たる人質を助け出そうとするのが、同胞として当然の行いでは無いだろうか。

【第二項——志願制と其の存立条件】

本案の下の日本軍は、徴兵制度を否定し、「志願制」に拠って兵力を確保する。

徴兵制度とは、一定の年齢に達した者——多くは男のみ——を本人の意思や適性に関係無く兵役に就「かせる」制度を云う。其を拒めば、懲役刑が課せられ、所に拠っては死刑に処せられる場合も在る。換

言すると、正に「問答無用」で「お上^{かみ}」に言われるが儘に軍隊へ入「れさせられる」制度であり、「自由」の理念に反する様な印象をも与える制度と云える。

是に対して志願制は、年齢を含む一定の条件が揃っている者「達」が「自発的な意思に拠り、自分から進んで」兵役に就く事であり、「自由」の理念にも叶う制度と云える。是は亦、軍隊内部の「士氣」が徴兵制度よりは高まる制度である、と云えよう。軍人達も、徴兵制度よりは「若しもの事態に直面した際の」戦いに對して「前向き」に取り組める筈である。但、志願制を採る事は、一定条件下に在る各人の意思を尊重しつつ、兵力の確保を目指す事であるから、場合に拠って

は、其の人々の多数が兵役を望まず、為に「自国の防衛に必要な最小限の兵力」すら確保出来ない、と云う可能性も在り得る。

従つて、飽く迄志願制を採りつつ「自国…兵力」を確保する為には、家庭や学校に於ける教育の在り方が最大の「鍵^{かぎ}」と成る。即ち、此の国の民として生まれ育つ全ての子供達に「真の愛国心」―自分の生まれ育つた此の大地と自国の言葉、そして同じ大地に生まれ同じ言葉を話す同じ肌の色の人々（同胞）を極自然に愛し、其等が脅かされる事態に直面した場合には「体を張つても」其等を守ろうとする（即ち、自ら進んで軍隊に入ろうとする）心―を家庭や学校で極小さい時

期から段階的に根付かせて行く教育を如何に考え実践するか、と云う事に、志願制であり乍ら「自国：兵力」が自然な形で確保されるか否か、そして、軍隊の任務が円滑に行われる事の精神的な「後押し」——一般国民に拠る軍隊への応援と云う意味も含め——と成り得るか否か、今一度端的に言うなら「軍隊と自由の理念とが巧く共存共栄し得るか否か」が掛かって来る、と筆者は考える。

【第三項——軍備の範囲の決め方】

軍隊の存在は共同体としての国を恒久的に継承させる為の「保障」との旨を前述したが、其の「保障」と成り得る軍備の内容・範囲も亦、大きな問題であり、一応は憲法で言及する必要が在る。で無

ければ、「保障」と成り得る程度を超え、場合に因っては国民一般の生活を圧迫するだけの軍備を持つ——其を以て「大国」たる事を対外的に誇示せんとする——事も成り兼ねない様に思えるからである。

但、軍備の内容は本質的に変動を伴うものであり、其の年・其の時代に於ける諸外国の軍事に関する情勢を見乍ら策定しなければ成らず、従って、憲法で具体的に定めると、情勢の変化に対応し難く、却って裏目に出易い。其処で、本案では軍備の内容について、第一項の各号に示す任務を古慣すに必要な最小限の分量を超えない範囲内、と云う旨の文言を第三項に記す事で「歯止め」を掛けておき、其に反しない限りに於いて具体的な内容

を法律で定める、と云う形を採った。

此の国の「保障」と成り得る軍備の内容とは、此の国が「無防備」である状態を一旦、想定しておいて、其の状態で完全に滅び得るだけの武器等の種類——此処では「核兵器」以外の所謂「通常兵器」に限る——や量を算出し其よりも「若干多め」の分量を以て、此の国に必要な最小限の軍備の総量とし、近隣諸国の軍事に関する動向を見て、配備する位置等の細目を決める、と云う事である。尤も、核兵器が在ると云う状況下で、核保有国に対しては「保障」と云えるだけの軍備には成り得まいが、其でも、通常兵器を使っての一方的な攻撃が退けられる分だけ、備えが無いよりは「まし」な筈である。

日本は、本案が実際の憲法と成ってからも、核兵器に関しては「作らず、持たず」の姿勢を貫く（「持ち込ませず」については、他国軍の出入り自体を拒まぬ限りは不可能。核兵器を移動手段「艦船・飛行機等」に積んでいるか否か、は最高水準の軍事機密に属するので）。が、核兵器が此の世に在る限り、其が実際に使われる可能性は少なからうが在る。従って、核兵器が使われるに至った場合をも想定し、其に対する備えも自ずと必要に成る事は、本案が実際の憲法と成ってからも変わらない。核兵器を通常兵器で壊す事は不可能である以上、核攻撃に対しては「守りを固める」方法、即ち、五年から一〇年の間は其処で定住し得るだけの機能を持つ地下施設を全ての建物・

全ての街に作っておく等、核攻撃に拠り受ける被害を最小限に食い止め、此の国自体が核攻撃に遇っても滅びないだけの態勢作りが必要に成る。無論、是に必要な施設・設備は「軍備」には当たらない。

第二章 国民の権利及び義務

総論

本案の第二章は、以下の三つの視点に立脚した上で、現行憲法の第三章を一旦、取り崩して捉え直し、改めるべき文言を改め、新たに組み立て直したものである。

◎人は、共同体に在って、互いに関わり

合い乍ら生きる動物である。

◎人は、放っておけば自身に都合が好い様にしたが、且つ悪い方向へ走りたがる動物である。

◎国家は、自然発生的且つ強制的な共同体である。

人は各々、「衣・食・住」に関する全ての物を「全て自分一人で」作る、と云うだけの能力は持っていない。或る能力は優れていて、他の或る能力は劣っている。優れている能力を発揮して或る物を作っても、其だけでは生活を営めない。結局、劣っている分を何処かで、即ち自分以外の人々が其の優れている能力を発揮して作った別の物々を得る也として補い、そう

した事を通して、各人が繋がり、共同体が形成されている。だから、人は結局、自分一人では生きられない。

其の一方で人は各々、常に何事も自分の思い通りにしたがる、常に物事を自分に都合が好い様に考えたがる——と云う事を本能として持っている。が、互いの本能同士が衝突すると結局、何れか一方が挫折せざるを得ない。其で例えば自分が思い通りに成ったとすると、相手側は多かれ少なかれ、自らの権利を制約される。其は場合に因って一切羽詰まった状態（武力攻撃或いは大きな自然災害の直後等）に在っては特に——、相手側の生きる権利をも奪う事と成り得る。其は正に、「安全」そして「平和」とは相反する事である。

互いに関わり合わねば生きられない。誰だって、安全そして平和に生きたい。併し、互いの本能同士が衝突すれば、安全そして平和には生きられない。此処に、一定且つ共通の「決まり事」・即ち「掟」が作られ、其の共同体に居る全ての人々「と云うより人たるもの全て」が、其の「掟」を「等しく、常に、確実に」実践する——共通の基準を拠り所として判断しつつ生きる——、と云う事の必要が生ずる。

他方、人は各々、好むと好まざるとに関係無く、生まれ乍らにして、一つの国家の構成員——国民——として取り込まれており、其処から逃れる事は絶対に出来ない。例え、自らの意思に拠って他国へ移住したとしても、其に拠って自動的に、

当該他国の国民として取り込まれる。

だから、そうした中で安全そして平和と共に自由をも保障するからには、其の共通の「掟」は自ずと「必要最小限」である事が要求される。——其の「掟」を「人が人間として生きる為に必要な、極々基本的な決まり事」即ち「道徳」と考える筆者は、其の内容を「必要最小限の道徳」として、敢えて本案に明記した。何故か。

其は第一に、其の国家に在って「最高の法」であるが故に法律以下の法と比べて改定が難しい「憲法」に記す事で、本案の前言に掲げている「恒久的に：遇う事が無い「共同体」と云う、新しい日本の永久的な目標を叶えるべく、全国民が等しく且つ確実に実践しなければ成らな

い——言い換えるなら「秩序の無い所に、安心も、安全も、健康も、公平も、自由も、純潔も、清潔も、平等も、そして平和も無い」——と云う事を、念を押して強調し徹底させる狙いからである。

第二に、少なくとも現行憲法下の此の国・日本では、宗教が人々の生活を律する役割を果たして来なかつたからである。是については、「通則」の始めで詳しく述べる。

第三に、人が人間として生きる為に必要な最小限の「掟」に、気候・風土そして民族性等に因る違いは無いからである。

第四に、そうした人間としての最小限の「掟」の内容が世界共通である事を全世界に向けて発信するには先ず、一国家

に於ける「最高の法」である憲法に明記する事で模範を示し、其を「梃」に共通の国際基準へと発展・普及させて行きたい—と思うが為である。

本案では、其の「必要最小限の道德」を「軸」に、全ての「権利と義務」に通ずる絶対的且つ普遍的な「掟」に関する事を「通則」と称して第一節とし、各々の「権利と義務」を「自由権」「社会権」「参政権」及び「受益権」の四つに分類して一つずつの節とした。其は、「権利と義務」と一言で言っても、其の内容は多岐に亙わたっており、其等を敢えて大別する事で、同じ「権利と義務」でも各々、内容や性質が異なっている、と云う事を広く一般大衆に認識させる狙いも在る。



本書では、現行憲法では使われていても本案では敢えて使わない言葉についても必要に応じて解説しているが、此処では先ず、「公共の福祉」を採り上げよう。

「公共の福祉」と云う語自体は、手持ちの辞書には載っていない。其処で、「公共」と「福祉」とを各々、同じ辞書で引くと、前者は「社会一般の人々〔に關する事〕」、後者は「満足すべき生活環境」と各々、記してある。従つて、此の両者を単に「の」で繋げると、「公共の福祉」は「社会一般の人々の満足すべき生活環境」と云う意味に成る。

恐らく、現行憲法草案の原文（英語）中の、当該単語又は熟語の意味に叶う訳語

が日本語に無かったが為に、無理矢理当
て嵌めて加工した一種の新語と思われる
「公共の福祉」だが、此の語が一般の日
常生活で使われている様な話は聞いた覚
えが無い。手持ちの辞書に載っていない
のも其故だろう。

「福祉」とは一般的に、老人（高齢者）
や障害者と云った所謂「社会的弱者」へ
の救済―介護・更生・奉仕等、謂わば「弱
きを助ける」と云う事―を意味する言葉
として使われている。現行憲法下でも「社
会福祉法」と云う法律が在り、所謂「
弱者」の「心身共に健全な育成又は能力
に応じた自立生活の支援」の方法につい
て定めている。是は即ち、「福祉」が政治
の領域でも「弱きを助ける営み」と云う

意味で使われて来ている事を示している。

「弱者」が居れば当然、「強者」も居
る。他方、現行憲法の第二章は、国民「全
て」の基本的な権利と義務について定め
ている。国民「全て」とは当然、弱者も強
者も含まれる。以上に述べた「福祉」の
一般的用法を基にするならば、強者に対
して「福祉」とは奇怪おかしい。誤解を招く恐
れが多分に在る。

―以上が、「公共の福祉」と云う言葉
を本案では敢えて使わない理由である。
以下再び、「国民の権利及び義務」につ
いて、各節そして各条毎に解説する事と
しよう。

第一節 通則

帝国憲法（旧憲法）の下では、「教育に
関する勅語」が憲法とは別に定められ、
「天皇の御心」に拠り営まれる、とされ
た「国家神道」と「合体」する形で、不充
分且つ多くの問題を抱え乍らも「民の掟」
として其也の機能を果たして来た。

教育に関する勅語

（発布…一八九〇年（明治二三）一〇月三〇日）

朕惟ふに我が皇祖皇宗国を肇むること宏遠に
徳を樹つること深厚なり我が臣民克く忠に克く
孝に億兆心を一にして世世厥の美を濟せるは此
れ我が国体の精華にして教育の淵源亦実（まこと）に此
存す爾（なんじ）臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し
朋友相信じ恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし学を
修め業を習ひて智能を啓発し徳器を成就し
進で公益を広め世務を開き常に国憲を重し国

▲法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て
天壤無窮の皇運を扶翼すべし斯の如きは独り
朕が忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先
の遺風を顕彰するに足らん

是の道は実に我が皇祖皇宗の遺訓にして子
孫臣民の俱に遵守すべき所之を古今に通じて
謬らず之を中外に施して悖らず朕爾臣民と俱
に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾
ふ

終戦を境に、現行憲法を作った合衆国
の主導に拠る占領政策の下、「教育勅語」
は否定され—中段の「一旦緩急…扶翼す
べし」を「好戦的」と捉えたのだろう—、
神道も一応は国家から分離される格好に
成った。其の「教育勅語」に代わり得る、
民主的な内容の「民の掟」は併し、作ら
れなかった。「教育基本法」は定められ

たものの、例えば「親孝行」「兄弟愛」「夫婦愛」「友情と信用」等と云った旨の「或いは其に代わり得る様な」道徳的な文言は記されなかった。

其から凡そ七〇年。此の国・日本では今、「何時でも何処でも携帯電話」に代表される礼儀作法の悪化に加え、「子供に抛る」殺人や乗っ取り等の凶悪行為、子供に対する親の「虐待」、救急車の悪用、：或いは医療失策、食品の騙し売り（使用期限の改竄等）、意図的な抜き建築、：等と云った、旧憲法の下では先ず考えられなかったろう様な「悪事」が日常茶飯事の如く頻発している。

「前述の「総論」を繰り返すが、」人が人間として生きるに必要な最小限の掟を

「必要最小限の道徳」として敢えて憲法に記すのは、以上に述べた様な、旧憲法の下では考えられなかったろう悪事が様々な形で起きている上、宗教が多様化の一方で民の生活を律する機能を失っている（＝道徳に関する役割を宗教に任せられなく成った）と云う現行憲法下の事実からの教訓であり、亦、憲法と云う「国家に於ける最高の法」に明記する事で、「全ての人々が必ず守り、実践しなければ成らぬもの」そして「義務在っての権利・決まり在っての自由」（＝権利は、人が人間として生きるに必要な最小限の掟を確実に実践する上に得られるもの）——と云う認識を常に全ての国民に持たせ、其を通して悪事を未然に防ぐ狙いも在る。

現行憲法には在る「享有」（辞書では「生まれつき、身に受けて持っている事」。是も日常生活では殆ど使われない）を敢えて記さなかつたのも、其に関連している。

第九条——権利保障と必要最小限の道德

第一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第二二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、《国民の不断の努力によって、》これを保持しなければならない。又、国民は、これを《濫用しては》ならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第九条については、敢えて順番を廻り、第三項から解説しよう。

本案では、「必要最小限の道德」を七つの号に要約の上で明示した。「聖書」の「十戒」風に記すには些か長過ぎる様に思えるからだ。以下、其の七つの号毎に「必要：道德」を説くとしよう。

第一号「父及び母を敬う事」

此の文言を「必要：道德」の最初に掲げるのは、「親子」が全ての人間関係の始まりだからである。人は出生「更に遡って胎児期」から乳児期迄は常に親と一緒に過ごすし、預けられて他人に保育される時期でも概ね、一日の三分の二は親と一緒に過ごす。そして其の家庭生活の

中で、親の言動や行動を見て人間関係の基礎を無意識の内に学ぶ。だから、人間関係の基礎を学ぶ機会を与えてくれる自分の「両」親に先ず、敬意を払うのは当然且つ義務である。——是は言い換える、と、父親そして母親が先ず、日々の生活に在って常に、自身の子に敬われるべく言動や行動を成す、と云う義務を果たさねば成らぬ事を要求するものであり、此の第一号の文言は寧ろ、両親そして是から親に成る人々が特に負うべき義務、と云える。

第二号「私利私欲を優先せず、親族…国家の利益を優先して考え言動と行動を成す事」

人は「共同体に在って、他人と関わり合い乍ら生きる動物」である以上、先ず「各自が属する」共同体の一員として、其の共同体の利益を叶える為に、如何に言動や行動を成すか」が問われるのである、其処には「程度はどうあれ、」「個」の犠牲が必然的に伴うものである。現行憲法中に在る「個人としての尊重」を本案で敢えて記さなかつた理由も、此処に在る。亦、私利私欲の優先は結局、他人に対して犠牲を強いる事、即ち、他人の生きる権利を脅かす事に成り易い。

第三号「国民各々が個々の能力の違いを互いに認め合い、常日頃から助け合う事」

前述「総論」の繰り返しに成るが、人には、生きる為に必要な物を全て自分一人で作る能力が無い。故に結局、自分の能力が劣っている分を何処かで補って生活を営んでいる。其を通して各人が繋がり、共同体が営まれている。そうした中で、日頃の助け合いを欠く事は、大きな災害や武力攻撃等に直面した際、多くの死者を出し易く成り、結果的に共同体の滅亡に繋がり易い。

第四号「偽証・盗み・略奪・傷害・殺人・

放火及び婚外性交を行わない事」

是については、四件に分けて述べる必要が在ろう。

▽「偽証」「遣ってはいけない事」を列

記した第四号の始めに是を持ってきたのは、「嘘は泥棒の始まり」と好く言われる事も在るが此処数年、「食品の偽装表示」「鳥インフルエンザ」「事故（主に薬物汚染）米の横流し」等と云った人の生命に直に関わる悪事や、行政機関や特に地方の議会に於ける無駄遣いの多くが、何れも当事者の嘘から始まった大事件である事を重視し、自戒の意味も込めて「嘘が全ての悪事の始まりに成る」事を改めて認識する狙いも在る。

▽「盗み、傷害」共に、他人の生きる権利を一方的に脅かす行いであり、悪事である事は論を待たない。

▽「略奪、殺人、放火」是等も前三者と

同様、悪事だが、前三者とは問題に成らぬ程、遙かに悪質且つ重罪である。他人の生きる権利を此の場合は一方的―「殺人」の場合には「且つ永久的」が付く―に「奪う」から。

▽「婚外性交」「聖書」の「十戒」中に在る「姦通」を判り易い表現にした言葉だが、何故遣つては成らない事か、については先ず、「夫婦は何故、必要か」を語る必要が在る。但、是については「婚姻（結婚を含む）」と深く関わる事なので、改めて第三節・第二〇条の解説で纏めて詳しく述べる事としたい。

第五号「物を壊さず、汚さず、粗末にせず、亦浪費せず大切に使う事」

是も「十戒」中の「貪らない」を繕り判り易くした「つもり」の文言だが、大摩訶に云つて二つの意味を込めている。一つは環境保全、今一つは無駄遣いの否定である。特に後者については、公職に就こうとする人や「国民が心身共に健康な生活を営むために必要不可欠な役務の提供を行う事業」で働こうとする人にとつては、利用者即ち国民一般に余計な負担を掛けない、と云う視点からも重要な意味を持つ文言である、と考える。

第六号「山林・道路・川・海及び空を汚さない事」

第五号と多少、意味が重複するが、是は専ら環境保全に重きを置いた文言であ

る。大地や海・空を汚さない事は、心身共に健康に育ちそして暮らす為に不可欠な、澄んだ空気や水そして食物を確実に得る為の、極々基本的な行いだからだ。

第七号「以上の各号を基準としつつ、物の事の善悪を自分で判断し、善なる行為を、自身の責任に拠り進んで行う事」

此の事が何故、必要か。について語る前に、人が「共同体に在って互いに関わり合い乍ら生きる動物」である事を今一度、此処で認識する必要がある。

さて。日本人は古来、君主並びに上役等の共同体を営む側に立つ人々を「お上」と称し、彼等の決定に無条件で従順（隷従？）である事を「美德」として来た。が

併し…。——此処で一つ、具体例を挙げて、此の問題を改めて考えてみたい。

■若し、「私達が属する」大人数の共同体——国家とは正に、其の典型である——が「不測且つ僅かな判断の遅れが共同体の滅亡に直結する事態」に直面したなら？

僅かな判断の遅れが其の共同体の滅亡に直結する、と云う事態。こうした中では当然、議論なんか遣っては居られないし、況して、「不測」即ち「想定外」の出来事と成れば、既定の法は殆ど「或いは全く」当てに成らないし、「起こり得る「だろう」危機」を予め想定して作られた「手引書」も殆ど「或いは全く」役に立たない。

こうした事態を、「お上」に居る人〔々〕
—少なくとも其の最高責任者について—
が「共同体を直に営む為に必要な知識・
創造力・決断力・実行力そして統率力」
を一通り備え又は其等に長^たけている、と
云う状態で迎えた時。少なくとも、組織
としての共同体は確実に存続出来よう。
——「組織としての」。「不測…事態」の
下では、「お上」は必然的に「組織の存
続」に専心せざるを得ず、故に、同じ共
同体の構成員であるにも拘らず、下位に
属する圧倒的多数の人々の面倒等、見て
なんか居られない。共同体の規模が大き
く成れば成る程、其の傾向は必然的に強
く成る。

そうした中で、同じ共同体に在って下

位に属する圧倒的多数の人々（Ⅱ大衆）
が「お上の決定に無条件で従順する」即
ち「お上から言われなければ何もしない・
何も出来ない」、と云う状態ならば、ど
う成るか。…考える迄も無く、彼等「或
いは私達」は「無駄」死〔に〕—を待つ
以外に無い。では、生きたいならば、ど
うすれば？——結局、「お上からの指示
を待つ迄も無く、大衆が各々、自分から
進んで動く」以外に、其の道は無い。
尤も、各々が自分から進んで動く、と
云つても、一人で出来る事は極限られて
いるから、其の自発的意思を互いに関わ
らせ、助け合わねば成らぬ（Ⅱ「互助」）
場面が何処かで生ずる。其の際に、であ
る。互いの「本能の制御」に関する（Ⅱ人

が「人間として生きる」に必要な最低の）基準に違いが在れば、特にこう云う「生理的に」切羽詰まった事態」の中では、互いが対立そして衝突し、いざこざ更に悪事―盗み・傷害・殺人：等々に続発する可能性も在り得る。其を防ぎ、「生理的に」切羽詰まった事態」に在っても「自発的な行動の延長」として「和」が自然に形成され、其の中で互いに且つ円滑に助け合って生き長らえる為には何が必要か。――詰まる所、「遅くとも「不測：事態」に直面する時点に在って「本能の制御」に関して「同一の基準」が確立されていて、其の共同体に居る全ての人々が同じく其を「拠り所」として判断そして実践する」と云う以外に方法は無く、

其の「同一の基準」が正に「必要最小限の道徳」に他成らない―と云う結論に落ち着く以外、何が考えられようか。

では因みに、其の共同体にて「お上」に居る人「々」が「共同体を：統率力」に劣っていたり或いは其等が一通り在っても「優柔不断」―と云う状態で「不測：事態」に直面したら：。――其で尚且つ、大衆が「お上から：出来ない」ならば、考える間も無く、其の共同体は名実共に、滅びの道へ一直線だ。

併し一方、前述の「遅くとも：実践する」事を通しての「互助」を確実に行うのであれば、其の共同体は、組織としては一時的―長かれ短かれ―に混乱を見ながらも知れないが、其の共同体が持続そし

て再興する可能性が在る事は、誰もが否定しないだろうし、そうした「互助」を通して、新たな指導者と成るに相応しい人材も輩出される「切っ掛け」にも成り得よう。

「不測：事態」に関しては一旦、此処迄として、人が各々、判断を成すに必要な「拠り所」について今少し、角度を変えて述べる事としよう。

日本人は、日常生活に在っては「世間からどう見られるか」を「一応の」基準とし、其に反し又は其から食み出す行いを「恥」と称して戒めの対象として来た。

併し乍ら能く考えてみると、世間の身は時代に拠って変わるもの。世間の身が変われば当然、何が「恥」か、其の具

体的内容も変わって来る。：だから例え
ば、「物を盗まない」或いは「他人を殺さない」が「恥」と成る、と云う事も論理的には在り得る。——「極論かも知れないが」世間の中身如何に因って、「安全：平和な共同体」が成り立たなく成る、と云う事も在り得る訳だ。

「必要最小限の道徳」として本案第九
条第三項の各号に掲げた文言が正に「人が人間として生きる為に最小限、必要不可欠な掟」であると共に「何時の時代も、世間がどう変わろうとも、変わらない・変わり得ない（＝「不変」或いは「普遍」の）掟」である事は、前述して来た（二部については第二〇条との兼ね合いで後述するが）
其等についての解説を読めば「一目瞭然

「だろう。——であれば、「世間からどう見られるか」では無く、前述の「人が…掟」を「不変〔或いは普遍〕の基準」そして「拠り所」とした上で、其に反し又は其から食み出す行いを「罪」（「恥」とは違ふ）とする——と云う事の確立こそが、「安全…平和な共同体」が永久的に営まれるには必要不可欠、と云う以外にどんな結論が得られようか——と筆者は考える。



さて、「三児の魂、百迄も」とは日本でも昔から能く云われて来た諺だが、是が単に通俗や迷信の類から発しているのでは無く、科学的な根拠に基づいている事が近年、医学上の研究を通して判つて来ている。

或る医学文献に拠ると、人の脳は以下三つの段階（時期）を追って発達すると云う。

▽第一の時期——模倣の時期

出生〜三歳頃。本人を取り巻く生活環境や本人に接する保育者の言動をそっくり模倣して神経細胞の連結が進む。睡眠の重要性が強調される。

▽第二の時期——創造の時期

三歳〜一〇歳頃。模倣に拠って作られた神経細胞の回路網を自分で使おうとする働き（＝やる気）を持った神経細胞の連結が進められて働き出す。「やる気」を充分に伸ばしてやる一方で、其の「やる気」に拠る回路網の使い方、を正しい方向に導く事が肝要とされる。

▽第三の時期——練成の時期

一一歳以降。「やる気」は死の瞬間迄滾々と沸いてくると云う。

(『万有百科大事典 一四 医学』(小学館 一九七三年) 四五七頁を参照した)

——此の通りであるならば、人が人間として生きる為に必要不可欠且つ極々基本的な行いについての「掟」であり、故に選択の余地が無い「必要最小限の道德」を根付かせる為には、其の子の出生から可能な限り極小さい間に在る内から段階を追いつつ、脳にそして身体に叩き込まねば成らない。何故なら、三歳を過ぎた頃は「物心付く」と云う語で語られる様に、「自分」を意識し始めると共に嘘や誤魔化しを覚え始める時期でもあるから

である。其の子が嘘を撞く事・誤魔化す事を覚えてからは、選択の余地の無い決まり事を根付かせるには都合が悪くなるからである。

そして、其の手順としては——

まず、乳児期——模倣の(＝真似る)時期——には、「やらなければ成らない事々」と「やってはいけない事々」だけを、そして幼児期に入り立ての、正に「物心付き始めた」時期に、「こうやらなければ成らない。若し其の通りにやらないと、こう成って、無駄死にする(＝長生き出来なく成る)」或いは「是をやってはいけない。若しやると、こう成って、無駄死にする」と云った事々を、孰れも「感覚、特に視覚に訴える手法(絵や写真等)」を使って繰

り返し見せる。一番効果的なのは、テープ又は円盤ディスクに撮影・録画した実写映像だろうが、其が困難な場合、最近コンピューターは電脳アニメーションを活用して実写に近い緻密な書写動画も作れる様に成っていると云うから、其も可也かなり、有効な教材と成り得るだろう。

「必要最小限の道徳」は何れも「本能の制御」に関わるものだから、理性に訴える手法―言葉を含む―だけでは根付かない。況まして、乳児期に在る子に対して其等で判らせよう・根付かせようとしても無理な話。当然乍ら、感覚に訴える手法を活用するしか無い。―「百聞は一見に如しかず」とは是も能く言われる諺だが、視覚は「五感」の中で最も脳裏に残り易い感覚、と聞いている。視覚に訴え

る手法を繰り返し使う前述の手順を踏み、其の中で「悪事に対する恐怖心」をも根付かせる事に抛なつて、其を授けられた子等が全員、成長しても悪事に走る事無く、「必要…道徳」を「極自然且つ無意識の内に」進んで実践して生きる様に成り、其を通して、「少なくとも国内的には」前文に示す「安全…平和な共同体」が確實且つ永久的に営まれるに至る―と筆者は信じたい。



さて、順番が前後したが、第九条は、現行憲法では二つの条文に分かれている、国民の権利と義務に関する基本的姿勢とも云うべき文言を一つに統合した上で更に第三項で、先に詳しく解説した「必要

最小限の道徳」七号分を示す事で、国民個々の基本的な責務を繕り判り易く述べた「つもり」の条文である。

第一項では、現行憲法に在る「基本的人権」と「侵す事の出来ない永久の権利」を本案では各々、「基本的権利」並びに「生涯の権利」とした。此の方が比較的、判り易い上、前述の「義務在っての権利」と云う考えに合致するものと思えるからだ。

第二項では、現行憲法第一二条中の、共に日常生活では殆ど使われない「不断の努力」と「濫用」の二語を各々、「常に努力を行う「事」と「妄りに用い「ない」」に置き換えた上で「国民は各々」と始めに記す事で、私達一人一人が常に(

生涯を懸けて)努力し且つ善事を実践し続ける上で自身の居る共同体に責任を負いつつ権利を使う―其処には「利用」のみ成らず「活用」も含まれる―べき事を改めて認識させる効果を狙った。

第一〇条―

権利尊重と其の限界・国家の責務

第一三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、《立法その他の》国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第一〇条は、現行憲法中の「個人としての尊重」の文言を敢えて記さず、亦、例の「公共の福祉」を「必要最小限の道

徳」に置き換え、其の上で、国民の権利の尊重と其の限界について、国家の責務を判り易く述べた（「つもり」）条文である。「第九条の解説の続きに成るが、」本案で「個人：尊重」の文言を敢えて記さないのは、共同体が安全且つ平和に営まれる為には、其の共同体を構成する全ての人々が「必要：道徳」を實踐する事が何よりも不可欠であり、其処には或る程度の「個」の犠牲が必然的に生ずる——と考えるからである。

第一条——義務違反者に対する制裁

人は共同体に在って、互いに関わり合
い乍ら生きる動物。だから飽く迄、「義務在っての権利」であり、「決まり在っ

ての自由」である以上、其の決まり（「掟」を守らず、実践せず、況して破る、と云う者については、権利を制限し、程度に因つては其を没収する——と云う行い、即ち「制裁」は、共同体が安全且つ平和に営まれる為には在って当然である。現行憲法第一条中の「侵す事の出来ない永久の権利」を本案には敢えて記さない理由も、此処に在る。

其の「制裁」の具体的内容については、重複を避ける意味で、第三九条の解説で纏めて詳述するが、数例を挙げると、「権利の制限」とは、例えば物の浪費に対する財産の差し押さえが在り、「程度に因る権利の没収」とは、軽きは盗みに対する財産の没収から、最も重きは殺人等に

対する死刑迄在る。——無論、是等は憲法と云う「最高の法」に反しない限りに於いて、法律を別に定めて行われなければ成らない。

さて、現行憲法では「公共の福祉」に次いで多く使われている「人權」——辞書では「普通の人間なら当然、与えられているとされる権利」と在る——と云う語、是自体に罪は無いが、本案では敢えて使わなかった。「権利」と云う語でも充分に代用出来るものと考えた上、近年、犯罪行為に関連して加害者側を「かほ庇う」かの様な言葉として使われている（近年、裁判に於ける被告人側且つ特に「死刑廃止論」支持の弁護士を「イメージ・ダウン人權派弁護士」と云う事が在る…例）感が在り、従って筆者としては印象低下

の感を禁じ得なかつたが為だ。

第二節 自由権

第一二条——奴隸的な拘束の否定

第一八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。また、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第一二条は、「自由権」に関する根幹を成す条文として第二節の始めに据えたが、現行憲法第一八条の内容を其の儘、引き継いだ。改める必要が特に無いから。

第一三条——思想等の自由の保障と限度

第一九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第一三条は基本的に現行憲法第一九条の内容を略、引き継いではいるが、「必要最小限の道徳に反しない」―言い換えると「必要最小限の道徳に反する思想・信条は認めない」―事を条件として書き加えた。「必要…道徳」に反する思想・信条を認める事は結局、何よりも共同体の「安全」と「平和」―真面まともな人であれば誰もが願う事―を脅かす事に直結するからである。―「必要…道徳」に反する思想・信条の発生を予防する為に、何よりも乳児「更には胎児」期からの教育の内容が「鍵」と成る事は云う迄も無い。

第一四条―

信教の自由の保障と其の限度

第二〇条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、《宗教教育その他》いかなる宗教的活動もしてはならない。

第一四条は現行憲法第二〇条の内容を大筋で引き継いではいるが、是についても「其の宗教の教義が必要最小限の道徳を否定する内容で無い限り」との条件付きとした。理由は第一三条と同様、共同体の「安全」と「平和」に関わる為だが、是には、「オウム真理教」に拠る「無差別大量殺人」（「地下鉄サリン事件」…一九九五

年〔平成七〕三月二〇日）が、教義・教典については殆ど無点検で「宗教法人」と成り得る現行憲法下で起きた——と云う事実が恰好の教訓と成っている。

其の第一項は、現行憲法第二〇条第三項に在る「国及び其の機関」を「国権を行使する機関其の他の公共機関」とした——地方公共団体や「自治会」（第二一九条の解説で詳述）を含む、と云う意味で——上で、現行同条第一項中の「如何なる…成らない」を末尾に移して繋げる形に成っているが、是は、国家機構を始めとするあらゆる公共機関と宗教とが「お互いに緊張関係」である「べき」事を判り易く述べらるには同じ項で対比させる形にして記す方が適切、と考えたが為だ。第二項は改

める必要が無いものと考え、現行憲法に在る文言を其の儘、引き継いだ。

第六条の解説で述べた通り、日本人は古来——遅くとも「大和朝廷」成立以降——、「神道」の長（＝天皇）を国家の頂点に立て、其の神道の小組織そして施設である「神社」と深い繋がりを持ち乍ら日常生活を営んで来た。其の中で、個人の祈願参拝のみ成らず、仕事の領域に在っても、安全祈願の式典は殆ど神道に則って行われている。——本家が実際の憲法と成れば、「**国家機構に於ける天皇制の解体**」と共に、公共機関に於いては安全祈願等の諸儀式を「無宗教」で行う（例えば、安全祈願では「祝詞・御祓い・柏手」では無く「長めの？」黙禱を用いる…一案として）様にする

一方、民間に於ける宗教活動について法に拠る規制は生じない——各宗教の教義が必要最小限の道徳を否定する内容で無い限り——が、第二項と第三項が円滑な状態スムーズで機能する（Ⅱ「政教分離」を完成させる）為には、国家そして地方公共団体に於ける公的な諸々の儀式や行事については勿論、民間の領域に於ける其等についても、当該団体が特定宗教と人的及び金銭的な関係を持っていない限りは自ずと「無宗教化」を必然的に進めそして実行せざるを得なく成ろう。



〔第六条の解説を更に繰り返し、且つ補足する格好と成るが、〕現行憲法下では国費（皇室費）を以て行われている「宮

中祭祀^し」——天皇が皇居に於いて行う神事——も、本案が実際の憲法と成ってからは当然、「皇室の私事」として国家機構の関与無しに行われる。但、本案が実際の憲法として施行される日から一〇年間は付則（第二款）を適用し皇室に係る費用の「大部分後一部」を国費で賄う事と成り、其は当然乍ら、「宮中祭祀」等の皇室の神事にも相当程度、使われる事と成る。其の一〇年間は即ち、「口は出さねど金^か銭は出す」状態に否応無く置かれる事と成る訳だ。——「口を出さない」事で「特権を与える」事には成らない、と筆者は解釈するが、第一六〇条には明らかに抵触する為、此の件については、第三部の終盤近くにて改めて詳しく述べる。

第一五条——表現の自由と社会環境保全

第二一条 集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【旧憲法】第二九条 日本臣民は法律の範囲に於〔い〕て言論著作印行集会及〔び〕結社の自由を有す

此処では敢えて、旧憲法の関連条文を比較史料の一環として記したが、日本は明治中期から終戦迄、同憲法の前記条文を根拠として、殆ど全ての伝達手段について「検閲」が行われ、社会（共産）主義のみ成らず共和制の思想自体迄もが、「天

皇の御心に反する」思想信条として無制限に禁止され、死刑を含む重罰の対象とされて来た。

合衆国軍を中心とする「連合国軍」の人々は、多様な思想・多様な表現の存在が民主政治を営む為には必要不可欠と考えた上で「検閲の禁止」を「一切の表現の自由の保障」と併せて現行憲法に盛り込ませた訳だが、彼等をして、今日の日本社会が「性行為を生々しく描く」小説や詩歌・「結婚・夫婦を前提としない」性交教則本・更に「〔女の〕裸体写真集」や「性交場面付きの電影放送劇」が「子供でも買えて読めて見られ」、亦「子供の裸や死体〔を描く〕図画や写真」が殆ど公然と商売の手段に成る」社会に成ろうと

は、想像すら出来なかつたろう。

其処で本案の第一五条では、現行憲法の第二一条・第一項を「表現の自由」の原則として同じく第一項にも引き継ぐ一方、其の第一項の但書で、更に第三項で念を押す形で、検閲を「子供（『未成年者』の別名）を護る為だけの例外的手段」として、法律を以てのみ可能とした。其の一方、同じ第三項の後半に「専ら成人者：出来ない」と記す事で、検閲が「大人（『成年者』の別名）に拠る、大人の為だけの表現」に迄及ばない様、「釘を刺す」効果を狙った。

大人には、自身の意に反する事も批判的に受け止め其を克服するだけの判断力が在る―但し、大人に成る迄の家庭や学

校に於ける教育の内容が悪くさえ無ければ、そして脳障害や痴呆（認知症）さえ無ければ―。一方、子供にはそうした判断力が未だ出来ておらず、又は今正に其を作っている段階に在る。

其の子供の時期に在って、前述した様な「快楽の対象としての性」を扱う文書・図画（含む動画・写真）・音声や、盗み・殺人・傷害や放火等の暴力を肯定・容認する其等、更に云えば「一旦死んでも生き返る」式の其等と云ったもの（電撃遊戯等）を見聞する―特に父母や其に代わる成人者が直ぐ近くに居ない状況下で―事は、人の生活そして生涯の過程を無意識の内にて誤って理解する様に成る上、実際に悪事（此処では主に「性的嫌がらせ」「ストーリーカー

「或いは「援助交際」等の性的犯罪の類^{たぐい}」を働くに至る可能性が大人の場合よりも遙かに高く、例えば子供時代の間にならした悪事に走らなくとも、大人に成ってから其に走る可能性が高くなる事は、想像に難くあるまい。

子供がそうした諸々の悪事に走らない様にする為には、先ず教育―特に子が乳幼児期の家庭に於ける―の役目に係る所が大きいが、其を行ひ易くする為にはどうしても、周囲を取り巻く社会環境の整備が不可欠。其の事が、其の共同体に於ける表現の担い手達全てが自主規制を行いつつ良心に基づいて表現活動に取り組む事で叶えば異論は無いが、どうしても自身に甘くなる個々の良心に任せていて

は結局、社会環境の保全是覚束ない。と成ると、法律で基準を定め木目細かく規定し―拡大解釈に因る恣意的・利己的な運用を予防する為に―且つ其を厳格に運用する事を前提として、第三者の目を通しての検査、即ち「検閲」がどうしても必要と成る―と云う結論に落ち着かざるを得なからう。

此の場合の「第三者」とは但し、国家機関や地方公共団体では無く、亦同業者間の業界団体でも無く、其の業界の人々を含めて文化そして教育の分野に精通した人々を構成員とし、検閲の為の法律に基づいて国家機関の認定を受けている非営利の法人を指す。今は現行憲法の下、政府（此の場合は文部科学省）の名で行われ

ている「教科書検定」も、本案が実際の憲法と成った際には、此の第一五条を根拠とし、且つ「民間人の参加」を含めて具体的な方法を根本から見直し新たな法律を通した上で行われる事と成る。

未成年者の健全な成長の確保（＝子供を護る事）に必要な場合にのみ検閲を認めると云う旨を記したが、其の「健全な成長」の定義を、第二項で「如何なる…苦痛に耐え…道徳を…実践出来る様に成る事」と明示した。人類に在って普遍の課題であるが故、時の為政者に拠る恣意的な拡大解釈を未然に防ぐ事が第一の理由だが、各々が自身の責任と判断を以て生きるには結局、心身共に「打たれ強く、我慢強く、そして逞しい」事がどうしても必要

に成るからである。

尚、現行憲法では「検閲禁止」と同じ項に記されている「通信の秘密」についての規定だが、本案では後者を、検閲に関する条項とは切り離れた上で、犯罪捜査上の最終手段、即ち「他の全ての方法を尽くしてみても、どうしても解決を見ない場合の、止むを得ない唯一の手段」として使う場合を、其の例外として認める事とした。

第一六条——学問の自由

第二三条 学問の自由は、これを保障する。

「学問の自由」については、現行憲法第二三条の文言を其の儘、本案の第一六

条に引き継いだ。改める必要が無い上、学問の自由の確保は表現の自由を保障する上で「一番の要^{かなめ}」と考えるからである。

第一七条——居住・移転・職業選択

及び国籍離脱の自由と其の限度

第二二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を《有する》。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第一七条は、現行憲法第二二条を引き継ぎつつも、第一項の「公共の福祉」を「社会・郷土及び国家の利益」に改めた上で、第二項にも同様の文言を記し、其に反しない限りに於いて外国への移住等

を認めるものとした。後者については、「若し、其の共同体が今正に、其の人が居なければ存亡に関わる危機に直面している時に、其の人が他の共同体へ移ったら？其の共同体が滅び、そして其処に住んでいる他の人々は皆、其の為に死んでも良いのか？」と云う事を念頭に置いた。

第三節 社会権

第一八条——憲法の下の平等

第一四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。

本案の第一八条は、基本的には現行憲

法の第一四条の趣旨を引き継いだ。が、次三つの単語を敢えて書き改めた上で「身体障害の有無」を差別否定の対象として新たに加えた。更に、「性差」「年齢」「能力」或いは「脳障害の有無及び程度」と云った、科学的な根拠に基づく「区別」を前提とする法の存在迄否定される事が在っては成らない——と云う事を強調しておく必要が在る、と考え、段落を改めて其の旨を書き加えた。「脳障害……」を敢えて表記したのは、其が正に人の判断能力に係わる要素であり、特に議員・首長・閣僚や広報官等と云った表に出て働く公職の場合、脳に障害が在っては、瞬時の判断を求められる場面では沈着冷静に成れぬが故に職務そして共同体の運営自体

に確実な支障を来すからだ。

〈法〉——此処で敢えて「此の憲法」としたのは、其の国家に於ける「最高の法」である憲法を前面に出す事で、法律以下の如何なる法も「民族・信条・性別・社会的身分・家柄又は血筋及び身体障害の有無」に拠る「人間関係での」差別を前提とする内容としては成らない事を改めて強調する狙いが在る。

〈人種〉——こう言うと、民族問題を「肌の色」だけで片付けてしまおう、と云う様な意味に捉えられかねない——と考え、「民族」とした。「民族」には肌の色の概念も含まれる上、其が同じ人々の間でも、各々住む土地の気候や風土に因って言葉や生活習慣にも違いが在り、故に、其等

をも考え且つ理解する事無しに、民族を巡る問題の解決は在り得ない——と考えるからである。

〈門地〉——此の言葉も「公共の福祉」等と同様に大衆の間では勿論、政治の領域でも普段は殆ど使われない。手元の辞書には「家柄或いは血筋」と在る。其を持ち出す迄も無く、大衆にとっての判り易さを考えるならば、憲法でも「家柄又は（＝或いは）血筋」と書くべきだろう。

第一九条——必要不可欠な生活の程度

第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を《有する》。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進▼

▲に務めなければならない。

是も亦、言葉の問題から語らねば成らない。「文化」とは、第一に「文明が進んで、生活が便利に成る事」、第二に「真理を求め、常に進歩・向上を図る、人間の精神的活動」と辞書には在るが、後者、特に文学・美術・音楽・演劇等と云った芸術に関する活動の総称、と云うのが一般的且つ日常的な用法だろう。だから、現行憲法第二五条の特に第一項を額面通りに解釈すると、全ての国民が「健康で尚且つ芸術活動を行うだけの物的そして精神的な余裕を持つ権利」と云う意味に捉えられ兼ねない「芸術活動並びに「体力造り」の領域を超えるスポーツは何れ

も、心身共に健康で尚且つ物的にも精神的にも「ゆとり」が在って初めて出来る行いであり、其は飽く迄「自己責任」の領域に属する」。

そうした誤解を防ぐ意味でも、「健康で文化的」では無く「心身共に健康」と記すべきだろう。其の上で、「最低限度」

も「少なくとも心身共に健康に過ごし得るに必要不可欠な程度」とする方が、大衆にとっては縊り判り易い表現と成ろう。

「心身共に健康……な程度の生活」とは何か、について具体的に言うなら、「借家且つ集合住宅の一室（单身生活なら一DK（六畳程度一間に台所・便所と浴室）？）に定住し、風邪を惹かない程度に服を着て、飢えない程度に三度の食事（一度に付き米飯と

味噌汁を各一杯？）を摂り、冬には風邪を惹かない程度に暖房（摂氏二〇度且つ湿度五割前後？）を入れる」と云う事に成ろうか。

——但し、其の「心身共に健康……な程度の生活」の領域を超える営みを、国家機関や地方公共団体が個々の人々に対して「施す」様な事は、在っては成らない。若し其を行うならば、待ち受けているのは先ず「財政破綻」、そして最悪の場合には「亡国」も在り得ぬ事では無い。そう云う事態の可能性も念頭に入れつつ、「施し」が過剰に成らぬ様にする意味も込め、現行憲法で「全ての生活「部面」——是も日常生活では先ず使われぬ語だが——について」と在る所、本案では、「全ての国民が心身共に健康な生活を営み得る様」と

記した。



さて此処で、憲法に規定する程の話では無いが、「全ての国民が心身共に健康な生活を営み得る様」に成る為の国家機構としての責務の一環であろう。「公設の(国家又は地方公共団体の名に拠る)年金」について、筆者としての「望ましき在り方」を提示しておきたい(箇条書き併用で失礼致します)。

(1)支給額 「現役時代の」職種・地位及び収入額に関係無く、「各々が単身生活を営む為に必要な最小限の費用額」を月単位で支給。「各々：費用額」が地域に拠って異なる場合は、先ず其の平均額を設定の上で、差額を地域(特別

市及び郡(第二一九条の解説参照)単位)間で調整し実額を支給(「所得比例」―正に「心身共に健康：な程度の生活」の領域を超える営みを公共機関が保障する事―は無し。繕り多くの金銭が欲しければ、其の分は自己責任で!)。

(2)支給開始年齢 各々が就職した年月日から五〇年後を目処とする(義務教育(第二一条の解説参照)の過程を通常に卒業して直ぐ就職した場合は六八歳)。

(3)支給期間 支給開始から二〇年を原則とする。被支給者が其の間に死亡した場合、其の残余額は「二〇年を超えて尚、生存している他の被支給者が受け取る為の分」として年金運営事業法人(法律に沿って自発的に設立される民間の非

営利法人である事が望ましい）が一時的に預るものとする。

(4)財源 保険料と国費負担（↑税）との二本立て。被支給者本人が現役時代に納める保険料を基礎としつつ、不足分を国費で負担する形とする。保険料は原則として「二〇年間、单身生活を営む為に必要な最小限費用の五分の一」を月単位で納める（单身生活に必要な最小限の費用〔の全国平均〕が一月当たりで一〇万円の場合、保険料は一月当たりで二万円）ものとするが、現役時代の収入が「单身…費用の額＋原則保険料の額」より前後する場合は其に比例する形で保険料も調整する（所謂「富裕層」は結果として「部分掛け捨て」と成る）。

「公設の」年金は、「一定期間（概ね四〇乃至五〇年間？）働き続け且つ其を全うして余生を送っている同世代間に抛る、金銭を通しての助け合い」の一環と考えたい。無論、保険料を年に一銭でも納めない者に対して年金を支給する事や、保険料として預った金銭を年金支給や其に必要な経理事務以外に使う事―僻地へきちの「保養施設」に象徴されるが如き―は、何れも言語道断である。

第二〇条――

婚姻の条件と子作りに係る義務

第二四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有すること等を基本として、相互の協力により、維持されな▼

▲ければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

婚姻（「結婚」は婚姻を始めるに当たって行う儀式）の本来且つ第一の目的は、其の共同体を堅持・護持し続ける為に必要な後継者、即ち子を作り育てて社会へ送り出す事に在る。——此の「大原則」が併し、現行憲法では第二四条の文言を御覧の通り、殆ど無視されている感が否めない。

其処で本案では、子作り・子育てが婚姻の本来の目的として考えつつ、婚姻を第二〇条で「社会権」の一つとして規定した。社会権の一つ、と云うのは、子作

り・子育てが、前文に示す「安全：平和な共同体」の構成員とする為には各々の夫婦（＝両親）だけでは実は出来ない行いだからである。

其の上で、第一項については両性（＝男女）の合意「のみ」成らず、当事者双方が各々定住して来た（結婚直前の時点迄住んでいる）区域（「字（あざ「丸の内」「霞が関」「永田町」…等々）何丁目」単位）の成年者たる住民「の少なくとも過半数」の合意が併せて得られる事も、婚姻の成立条件とした——第一二九条で規定する「自治会」の活用が前提と成る（同条の解説参照）——。其は、次三つの理由に因る。

① 「前述の通り、」婚姻は子作り・子育てを第一の目的としている。

② 併し乍ら、家庭に於ける保育そして教育については、夫婦（＝両親）のみに其を任せると、どうしても偏った育ち方に成り易い。人は、放っておくと自分に都合が好い様にしたがる動物であり、自分に甘くしたがる性質を生まれ乍らにして持っているからである。併し一方、社会・世間は個々に合わせなくては出来ない。

③ 其処で、近隣住民が一定基準（＝「必要最小限の道徳」）そして其を根付かせる為の具体的方法）の下、総参加で保育そして教育に取り組む。其に拠って初めて、其の区域に住む全ての子供達を、共同体の利益に叶う行いを極自然且つ自発的に行う「人間」へ確実に育

て上げる事が可能と成ろう。

子作り・子育てが婚姻の本来の目的、と繰り返して述べているが、「子を作るか否か」は無論、飽く迄「自己責任の延長としての」「夫婦（＝両性）の合意」に任される事である。但、子を作るからには、夫婦の「合意」で無く「何れかの意思のみで」と成ると、後でいざこざとして「離婚」又は犯罪行為に走り易いし、亦、其の子が独立し働いて金銭を得るに至る迄は両親として、夫婦で責任を分担しつつ負い伐らねば成らない。そうしないと、其の子の「心の成長」は覚束なく成り、其が多数化すると、強いては「安全…平和な共同体」を営むには支障を来し兼ねない。——本案第二〇条では、其の旨を第

二項に託すと共に、妊娠から子の独立に至る迄は離婚を避けるべき事も明記し、「民事」裁判所が「婚姻が其の子の成長に却つて支障を来す」と判断した場合（夫婦の一方又は双方の「子に対する暴力（虐待）」或いは「長期に亙る不在」：例）についてののみ、例外として離婚を認めるものとした。現行憲法第二四条では第二項に在る「離婚」の二文字を、同項を基にした本案第二〇条の第三項に敢えて記さなかつたのも、以上が理由。

其の第三項では、「個人の尊厳」も敢えて記さず、他方で「子の健全な成長に必要な条件の最大限の確保を充分に考えた上で」関連の法律が制定されるべき旨を明記した。第一〇条の解説で、共同体

が安全且つ平和に営まれる為には、其処に居る全ての人々に抛る同一基準の実践が必要で、其処には或る程度の「個」の犠牲が生ずる——と云う旨を述べたが、其は子育てに關しても同様である。子育ては、夫婦共に「自分自身」を相当程度、犠牲にしなければ出来ないからである。



此処等辺で、第九条第三項の第四号について敢えて解説を保留した「婚外性交」の件を含め、「夫婦は何故、必要か」について、語らねば成るまい。

夫婦は何故、「形式と実質、其の両方が揃う形で」必要か。——其には大きく分けて、二つの理由が在る。

先ず、科学的な見地から「今や「出来

ちやつた結婚」と称して持て囃はやされてい
 る感の在る「婚外性交の結果に因る非計
 画婚姻」に対する「戒めいまし」の意味も兼ね
 て「云えば、「夫婦」と云う、倫理に沿つ
 た婚姻の為の過程そして手続（Ⅱ「性交
 を伴わない」交際↓婚約↓体液「主に血
 液」検査↓結婚・婚姻届提出）を経て法
 的に認められた間柄に在つてのみ性交が
 行われる、と云う事に拠つて、「性病（梅
 毒・淋病及び後天性免疫不全症候群「エイズ」等）
 を始めとする伝染病（感染症）の蔓延まんの予
 防」並びに「遺伝病や先天性障害を持つ
 子の出生の予防、そして心身共に健常な
 子を可能な限り縊り確実に作る事」が初
 めて可能に成り得るからである。

後者について更に云えば……。体液検査

に拠つて遺伝病や先天性障害を持つ子を
 産む「可能性が生ずる」遺伝子等を見付
 ける事。其は今、極々一部の病や障害に
 ついてしか対応出来ない。併し今後、国
 家「或いは其に限り無く近い資金力を持
 つ民間有志」水準に拠る研究が着実に行
 われ、そして積み重なつて行けば「どれ
 だけの年月が掛かるか判らない——共和国
 が日本列島に築き上げられる迄には間に
 合わないかも知れない——が」何れ、全て
 の病や障害について、其を生まれ乍らに
 持つ子の出生を結婚前の体液検査で予防
 出来、全ての妻達が心身共に健常な子を
 確実に産める様に成るだろう。

筆者が若し、此の国の為政者と成れば、
 全ての病や障害について、其等生まれ

乍らに持つ子の出生を結婚前の体液検査で予防し得る事を叶えるに至らしめる為の研究には国家水準で取り組み、其に使う事を目的とする寄付については免税（控除）等の特典を以て優遇したい。――

其は、「全ての親達が子育ての始発線で掛かる苦労は、平等に与えられそして負うべきもの」と考えるからであり亦、子の立場に立てば誰だって、遺伝病や先天性障害を抱えて生きたくはないからだ。

余談が過ぎたが、以上が「夫婦」が重要な第一の理由。今一つの理由は、特に乳・幼児期の子――大部分の時間を家庭で過ごす――にとっては「夫婦」が、「男女の違い」と其に伴う「男女間の役割分担」そして「横の秩序」を人生の最初に学ぶ

「唯一無二の身近な存在」だからである。「話を戻す形と成るが」子育ては、婚約した時から始まる。――此の言葉を、是から親に成る全ての人々に贈りたい。

第二一条――教育の権利と義務、

義務教育の限定的有償の条件

第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を《有する》。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

是も先ず、現行憲法上の文言についての苦言から始めねば成るまい。

〈能力に応じて、ひとしく〉——「^(等)一般的な用法として」相矛盾する語の組み合わせ。其を同一の文章で並べて使う事は、読む側にとつては誤解を招き易い。折角「能力に応じて」と述べておき乍ら、其に続けて「等しく」と述べては、捉え方に因つては「結果の平等」即ち「悪平等」を求めるかの様に解釈され兼ねない。——「悪平等」を求める事。其は、「人が共同体に在つて互いに関わり合い乍ら生きる」と云う事の否定をも意味する。何故なら、人は各々、「衣・食・住」に関する全ての物を「全て自分一人で」作る、と云うだけの能力を持つてはおらず、従つて自分の劣つてゐる分を自分以外の人々が其の優れてゐる能力を發揮して作つた

別の物々を得る也^{なり}として補^{おぎな}い、其等を通して、各人が繋がり、共同体が形成されてゐるからである。——其処で本案では、「各人の能力に応じた教育を受ける権利を持つ」として一旦、文章を切つた上で、其の直ぐ後に「此の為の機会は、当該能力を持つ者全てに開かれていなければ成らない」と持つて来る事で、全ての職業について各々、「其の道を目指すに相応しい能力を持つ者であれば、其の道を目指す為の機会は、家柄・血筋・宗教・身分〔階級〕そして収入の違いを問わず、開かれていなければ成らない」と云う事と共に、飽く迄「機会の平等」である（＝「結果の平等」であつては成らない）事を判り易く強調する効果を狙つた。

〈子女〉——是も日常生活では勿論、政治の場でも先ず、使われない語の一つである事には間違いない。婚姻から生まれ出た人は、其が男でも女でも「子」と云い、是が普通の呼び方に成っているし、そして法に基づく文書でも現に使われているからだ。従って、本案でも極当然に「子」を使っているが、現行憲法では何故、此処で其に敢えて「女」を付けて「子女」としているのか、筆者としては理解に苦しむ。一応、手持ちの辞書には在る（「息子と娘」の漢語的表現、と在る）が、「内の子が……」等と云った言い方は現行憲法が作られた頃には無かつただろうか。〈普通教育〉——此の国・日本の現行制度下の学校、特に高等学校に在っては、

学科名について、職種別に例えば「農業科」「工業科」「商業科」……等と並ぶ格好で「普通科」と云う学科が今以て在る。故に、と云う訳では無いが、如何にも「職業」を身に付ける為の「教育」を小馬鹿にする様な印象を此の語から感ずるのは筆者だけでは無かろう。因みに、「普通選挙」（第二六条の解説参照）「普通文」（文語体に抛る文章：旧憲法の文言も同様）「普通名詞」と「普通預金」——と云った語は手元の辞書に在るが、「普通教育」と云う語は其の辞書には無い。

さて、「義務教育の無償」について、現行憲法では「子に教育を受けさせる義務」に続けて段落を変えずに述べているが、本案第二一条では、後者と前者との間に

段落を設け敢えて切り離し、前者に続ける形で「留年と成った（進級出来なかった）場合の例外的有償」の規定を新たに設けた。留年について掛かる金銭を例外として有償とするのは、留年を見越して迄金銭を負担する余裕が行政側に無い事もあるが、抑「留年」が、其の学校で教育を受ける側本人の自己責任（生半可な態度での学習、教科或いは学科の選択の誤り；等々）に因る所が大きい行いだからであり、其に對する一種の罰則的効果——「正面に勉強しなかつたり、出来もしない教科や学科を選んだり、欠席・不登校が多かつたりした必要より余分にお金が掛かる」と云う事——を狙ったからである。



本案が實際の憲法と成り得るか（Ⅱ共和国が此の大地・日本列島に築かれそして永久的に営まれるか）否か。其は当然乍ら、今後数一〇年間の教育の在り方に掛かつて来る「公教育として新たに始めてから七〇年は見る必要が在ろう。現行憲法上の改正規定（第九六条）を持ち出す迄も無く、新たな教育制度の下で学んだ人々が全国民の三分の二強を占めるに至らないと、本案を實際の憲法とするには無理が在ろうから」。

其の「教育の在り方」については一部、第九条「特に第三項」の解説の終盤と第二〇条の解説の後半とで既に述べてはいるが、再び、教育に関する筆者としての持論を、此処では学校制度を中心に語ら

せて戴こう。

現行憲法施行以来、現在に至る迄、六歳から一五歳迄の子供達に九年間、行われている此の国・日本の義務教育だが、此の制度を一旦、根本から見直して「学校教育新法」を新たに制定し（現行の「学校教育法」は廃止）、「出生前^{なす}+生後一八年間の義務教育」を行う事を提案したい。

先ず、出生前の段階として、各市区町村毎に、婚約届（別に法律で規定）を提出している異性縁組^{カップル}を全て、其の地の「親学校」（名称は仮称。以下同じ）に参加させ、婚姻届の提出迄の間（最低三箇月間）、夫婦生活（含む生殖）と保育の基本について授け、亦並行して、体液（血液・精液・唾液及び尿）検査を例外無く義務付ける（一四五、一四

七頁参照。若し生殖に支障を来し得る異常が見られた場合は、其が治癒した事を確認する迄、「休学」とし婚姻を認めない）。婚姻届の提出・受理後は、子の出生後三箇月（九〇日）迄の間、域内産科医との連携に拠り、「親学校」教諭に拠る定期的な（概ね週一乃至二回？）家庭訪問を中心に、夫婦生活と保育の実際について指導・相談に当たる。

其の子供が生後四箇月目に入ってから、子供本人を対象とする義務教育が始まる。以下、一八歳迄の間に、次の段階を経る。

- ① 乳児園 ……生後四箇月目から三歳迄
- ② 幼稚園 ……三歳から六歳迄
- ③ 小学校 ……六歳から一二歳迄
- ④ 中等学校（甲種／乙種） ……一二歳から一八歳迄

其の一八年間の教育内容について、少し詳しく述べるならば――

④ ①から③の前半迄は、端的に言うところ「一に徳育、二に体育」。①そして②では特に、「三児の魂、百迄も」との諺が示す通り、此の時期に得なければ根付かない、道德と体力についての「基礎の基礎」を全ての乳児そして幼児に、感覚―体力については身体―で叩き込ませる。其の手順が問題に成るが、道德に関しては、第九条第三項の解説の終盤をお読み戴くとして、専ら体力に關して言えば、先ずは「這って、立って、歩いて、其の歩く距離と時間を徐々に伸ばす」事から始め、③の前半迄に、「共に毎日、片道二乃至三キロメ

ートルを歩いて往来し、一〇キログラム程度の物を学校構内で数回繰り返して持ち歩き、亦、共に随時、丘を駆け登り降りし、川（両河岸間）を泳ぎ渡る」だけの基礎体力を全ての同学年児童に根付かせる。

⑤ 道德と体力を「同及び近年代」の集団生活の中で育てる為の機会として手段として、各近隣区域（原則として字単位）毎に、③の児童（全学年）と②の最上級園児（五乃至六歳）に拠る「児童小共同体」を、各③の主導且つ②そして子を③又は②の何れかに通わせている全ての同一区域内家庭との連携に拠り組織させ、最低週一回、主に放課後を使って学校構内で活動させる。

◎ 知育は②で「文字(特に漢字)遊び」から始める。③では進級する毎に其の比重を高くし、第三学年から知育の占める時間が徳育と体育の合計時間を上回る形とする。当然、文字の読み書きと計算とを③の必修科目として集中的に行い、卒業時の児童が全員「二〇〇〇字以上(≡現行の「常用」より多く!)の漢字を読み書きし、千万乃至億単位の数字を暗算出来る」様にする事を目標とする。

③の卒業に際して、全国共通の卒業試験(筆記と実技とを併用)を第六学年児童全員に課し、其の結果に因って、各々の児童を、指導者・経営者或いは「重責職種」(医師・教師・弁護士…例)に就く

為の「甲種」と、其以外の職種(≡一般的な技術職)に就く為の「乙種」とに振り分けた上で、各分野別の④へ進む。

④では甲種・乙種共に、在学期間は一八歳迄の六年間とし、且つ過程を二乃至三年ずつに分けて設置、進学する毎に学科を細分化・専門化する格好で各生徒の将来の職業に繋げて行く様にする。卒業に際し、甲種では「大学入学資格試験」(全国共通、筆記と実技を併用)を、乙種では「高等専門学校入学資格試験」(同前)を、各々上級校最終学年の生徒に課し、其に合格する事を卒業の条件とする。

⑤の「児童小共同体」について今一度、解説しよう。

「児童小共同体」は、昔乍らの「近所の
子供同士の「自発的な」遊び」が近年、殆
ど見られなく成って久しい事から考えつ
いたものだが、其が人工的にでも用意さ
れる必要が在るのは、同じ共同体に居る
人々が「互いに対等な立場で助け合つて」
其を営む為には其の基礎を「早い内から
身体を張つて学ぶ」と云う事無しに上手
くは行かない―と考えるが為であり、其
の機会を「学校主導」で用意する―勿論、
親達を始めとする其の地域の住民達との
連携に拠つてだが―のは若し将来、「近
所の子供同士の「自発的な」遊び」が復
活する可能性が生じたとしても、其の子
供達に任せつ伐りでは、選択の余地が無
い「必要最小限の道德」が完全な状態で

根付くかどうかを確かめるには不安を禁
じ得ないからである。

其処で「児童小共同体」の運営方法に
ついて補足を兼ねて言えば、普段の活動
については「親と教職員の目が届く場所
で、児童の自発的な取り組みに任せる（＝
親と教職員は「見て見ぬ振り」）」事を原則と
するが、其の行いが「必要最小限の道德」
に反し又は「安全：平和な共同体を自発
的に営むに相応しい国民性の育成」に反
する事が明らかな場合には、親と教職員
が直に関わつて指導そして改善に当たる
「是も感覚、特に視覚に訴える媒体を活
用の上で」―と云う格好と成る。

―以上が義務教育の過程と其の主な中
身だが、こうした「出生前＋生後一八年

間の義務教育」が何故、必要か。

先ず第一に、「既に第九条第三項に關して述べた通り、」「三兎の魂、百迄も」との諺を借りる迄も無く、道徳と体力についての「基礎の基礎」については乳幼児期に「身体で」覚えそして判らなければ根付かないものが殆どだからである。

第二に、人が「人間として生きる」に「最小限、やらなければ成らない事・やっては成らない事」（＝必要最小限の道徳）の内容には選択の余地が無く、亦、家族毎・区域毎・地域毎そして民族毎の違いも無いからである。

第三に、近年（特に八〇年代）の医学上の研究に拠り、其の子が胎内に居る間の親―主に母親―の生活内容が出生後の成

長に少なからず影響を及ぼす事や、婚前の血液検査の段階で予防出来る「子の」先天性の疾患（病）や障害が在る―未だ極一部だが―事が判ってきている事である。

そして第四に、共同体が「常にそして縊り確実に、安全且つ平和な状態で」営まれる為には従って、国家―「安全且つ平和な共同体」を目標とする政党が与党と成り其の主導で行政機関が組織・構成される事が前提だが―が最終的な責任を持つて―厳密に云えば、国家が主導権を握り、地域・学校そして家庭を取り込みつつ―、国家の名で定める同一基準の下、「胎児期、否、婚姻前の段階から」国民共通の義務として教育を行う必要が在るからである。

こうした「出生前十一八」年間の義務教育に在って、家庭の領域を含めて一貫されなければ成らぬ事。其は、「贅沢ぜいたくと便利は子供の敵」と云う考えに立脚した上で、「子供には樂をさせず、亦、必要最小限を超えるものを与えない」と云う事である。何故なら——

人は全て、学校を卒業して世間に身を置かねば成らず、一方で世間は「思い通りに成らぬ事々」の連続であり、故に其等「思い通りに成らぬ事々」に否応無く且つ幾度と突き当たらねば成らない。其の際、必要最小限を超える物々に囲まれてる日常生活の中で育てられては、「危ない・汚い・きつい・苦しい・辛いつら・苦いにが」「と今の大人が認識している事々」を

自ら進んで行おうとしなくなつて「危ない・苦い」を避けて樂な方向へ走りたがる（「快樂指向よう）様に成り、いざ切羽詰まつた状態に直面した場合、我慢出来なく成つて、…挙句の果てには他人を殺めるあやか或いは自ら命を絶つかの何れかに走らざるを得なくなるし、「津波」や「軍事力に拠る」武力攻撃——共に、切羽詰まつた状態・其の最たるもの——に直面、と成れば死へ一直線と成る。人は結局、「打たれ強く、我慢強く、逞たくましく」なければ、人間として生き抜く事が出来ない。——今一度、認識して戴きたい。「人は、放つておけば自身に都合が好い様ようにしたがり且つ悪い方向へ走りたがる動物である」事を。

其の意味で、「コンピューター 電脳 及び インターネット 間 網」と子供との関わり」を例に挙げて述べるならば、「義務教育を卒業してから、殆ど全ての範囲について―「ソーシャル・ネットワーク・サービス 社交型接続網役 務」(SNS。一回に付き一四〇字以内で話を伝える「ツイッター」と、互いに実名を出して遣り取りする『フェイスブック』とが、其の代表的商品)を含め―自己責任を以て自由に使える」様にする事を目標とし、先ずは「家庭では、何れも自家用の個別式電脳(パーソナル)(パソコン)・錠(タブレット)型端末や携帯端末(「ガラ携」又は「スマートフォン」)を、義務教育を卒業してない子供には触らせない・子供の手が届かぬ所に保管する」事を親と成らんとする全ての人々に徹底させ―「親学校」を通して習得―た上で、以下の通りに、年齢と学

年に応じ段階を追って範囲を拡ひろげて行く格好で学校教育の中で学ばせる様にする必要が在ろう。

▲小学二年 パソコンにも触らせない。
▲小学三年 学校に於けるパソコンの使い始め。文書作りと計算を中心に。間網は小学四年迄は使わせない。

▲小学五年 学校に於ける間網(小学高学年を対象とする年齢制限付きのもの:「U二(アンダー・トウエルヴ・イヤーズ・オールド」(一二歳以下用)」)の使い始め。

▲小学六年 携帯端末の使い始め。通話のみが出来る所謂「ガラ携」を貸し与える(小学校卒業の際に返却)。

▲中等前期 パソコンを貸し与える(主に帳式しき。中等前期を対象とする年齢制限付き間

網（「U一五」）との接続済。中等後期に進級の際、中等後期を対象とする年齢制限付き間網（「U一八」）との接続済の物と交換し、義務教育を卒業の際に返却）。学校に於ける錠型端末の使い始め。

▲中等後期 錠型端末と携帯錠型端末（後者＝「スマートフォン」。共に「U一八」との接続済）について、一年目は学校の授業内で使い、二年目から貸し与える（共に義務教育を卒業の際に返却）。

——時代の流れには敢えて逆らう事を述べたが、世間が「飽く迄健全者を基準に、常に健全者の歩調テンポと律動リズムに沿って営まれる」ものであるが故、世に飛び交う情報も「脳が健全な大人を基準に作られ、遣り取りされる」ものである——と云う事を、

改めて此処に認識しておく必要が在る。

其等の情報群には、子供にとつては不要且つ邪魔なものが少なからず在る（と云うよりは、「不要…」が殆ど、と言うべきか）。其故尚なおの事、子供—未だ世間を知らぬ状態に在る存在—については、時代の流れに敢えて逆らつてでも、贅沢や便利とは無縁の中で「打たれ強く、我慢強く、逞しい」人間へ育て上げて行く、其の過程の一環として、以上の通りに、年齢と学年に応じ段階を追って範囲を拡げて行く格好で学校教育の中で間網と関わらせ、義務教育を卒業してから間網—含むSNS—を自由に使える様にする事が必要であり、亦其こそが、間網が公事おわやげごと（＝仕事）の手段・道具として正しく使わ

れる事へ繋がっていく上での絶対要件にも成り得る―と筆者としては考える。

尤も、世に飛び交う情報の供給源は間網だけでは無い。第一五条の解説を今一度、参照して戴きたいが、既存の伝達媒体、即ち新聞・雑誌・書籍・通信と放送、或いは映画や舞台等の芸術の業^{わざ}についても、「全ての子供達が打たれ強く、我慢強く、逞しい人間へ育つ」為の環境を確保する為に、第三者機関―当該各業界の人々を含めて文化そして教育の分野に精通した複数の人々に拠り構成する―を介しての自発的な検閲が行われる事が改めて求められる。

「出生前十一八」年間の義務教育についての解説を締め括るに当たり、教科用

図書（教科書）に関しても、此の機会に見解を述べておかねば成るまい。

(1) 教科書は、児童及び生徒が自ら判断し言行を成すに至る、其の過程を助ける為の媒体。其故、必要最小限の道徳―人が人間として生きる為に最小限、遣らねば成らぬ事・遣っては成らぬ事―に関する事を除き、出版側の主義主張が表記される事無く、中立が貫かれなければ成らない（↑政府広報誌では無い！）。特に社会系の教科―公民（政治と経済）・地理・歴史―に於いて、考え・見解が複数に分かれている物事については其の全てが同量で並記されなければ成らない。

(2) 其故、教科書を世に出すに当たって

は、複数（三人以上）の有識者に拠る組織体に於ける、合議に拠る審査（＝検定）を経る必要が在る。個々人の考えには必ず、偏りが在るからである。

——以上が、教科書に関する筆者としての見解である。



さて、「出生前十一八」年間の義務教育を終えた後の学校教育に話を変えるが、甲種・乙種共に、高等教育機関に進むか否かは上級中等学校（以下、上中）を卒業して以降、各人の自発的意思に拠るが、甲種の「大学」——指導者・経営者及び重責職種に就く人材を育て上げる最終的教育機関——については、上中の卒業者全員が、一年間の「高齢者福祉無給奉仕活動」（以

下、高福奉）を経て、各校別試験を受け合格の上で入学する事を前提とする（高福奉を経なければ、大学別試験を受けられず、従って大学には入学出来ない）。一方、乙種の「高等専門学校」については、縊り高度な専門技術を要する職種に就く人材を育て上げる最終的教育機関として、上中の卒業者で尚且つ、進学を特に希望する者が、各校別試験を受け合格の上で入学する。大学・高等専門学校共に、就学期間は分野・職種に因って異なるものとし（但し最低二年）、進級そして卒業に必要な学力の水準を可能な限り「現行よりは遥かに」高く設定する。

「高福奉」とは早い話が、高齢者（老人）に対する介護や介助を「無賃金」で行う

事である。其を何故、大学入学の条件とするか。——其は、高齢の扶養親族を抱え且つ収入が低い——特に、職業介護の用に必要な金銭を支払えず、世帯主本人が仕事を休んで介護に当らざるを得ない——世帯を少し（週に五乃至六日、朝から夕方前）に掛けて（原則）でも経済的に救う（無料）手段と成り得る——但、当該低収入世帯の高齢者達を大学に進学し得る人々「一八歳人口中の概ね一乃至二割程度か？」のみで介護・介助し伐れるかどうかは判らないが——と考えるからであり、亦其以上に、身体が衰え弱く成っている人々に対する「思い遣り」と「優しさ」が無ければ「皆が上手く行く」状態で共同体が営まれる事は在り得ず、高齢者を介護・介助

する事は、其の「思い遣り・優しさ」を身体で覚え理解しそして鍛え上げる為には格好の「極身近な現場」と成り得る——と考えるからでもある。

尤も、「寝た伐り老人」と云う語が欧米でも翻訳無しに使われている（と聞いている）程、高齢者の「寝た伐り」は日本独特の現象と云われている。——筆者としては、高齢に因る「寝た伐り」が一例も無くなる（＝人が皆、老いても手足が自由に動ける中で天寿を全う出来る）事が理想——其が現実と成ると、大学合格者達に課す無給奉仕活動の内容も見直さねば成らなくなるが——と考えるが、其の成否についても、極小さい内からの教育、特に徳育と体育の内容は重要な「鍵」と成る（此の場合

は「甘え」が大きく影響しており、其の「甘え」を許さない教育―不要な物・欲しがる物を与えず、「痛い・苦しい・辛い」「と今の大人が認識している」事を自ら進んで行う様にさせる―を乳児期から行えば、其から六〇乃至七〇年後には「寝た伐り」解消の方向で成果が現れるだろう、と筆者としては期待する」。



現行九年間の義務教育を「出生前十一八」年間、行う様にする以上、義務教育に掛かる公的負担は当然、現行の二倍を超える事と成る（三倍近くか？）。現行の税制そして公務員制度の下では相当程度、増税しないと賄まかなえない。―増税を極力行わずして（Ⅱ一般国民に過大な金銭的

負担を強はずして）「出生前十一八」年間の義務教育を叶える為には当然、税制そして公務員制度についても根本から見直し、新たに築きそして実行しなければ成らぬが、其の内容については改めて、各々の関連条文の解説で述べよう。

第二二条―勤労の権利と義務・

就労時間・児童等の就労制限

第二七条 すべて国民は、勤労の権利を《有し》、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

《児童》は、これを酷使してはならない。

第二二条の第一項と第三項は、大衆にとつて繕り判り易くすべく文言の細部を

幾つか変えた以外、現行憲法第二七条の第一項と第二項の趣旨を引き継いだものである。其の上で、「勤労（＝働く事）以外の方法に拠る金銭の取得の否定」を努力目標として第二項に、「生徒以下の、原則禁止に近い就労制限」を第四項に―「酷使：成らない」と云うと「扱こき使う格好で無ければ働かせても良い」様ようにも捉えられ得る―、各々明示すると共に、「雇用形態」の語を新たに書き加えた。

勤労以外での金銭取得の否定 「勤労以外の方法」とは、悪事且つ犯罪行為である「盗み」は勿論だが、「賭博ギャンブル」や所謂「金銭遊戯マネーゲーム」も含んでいる。

賭博や金銭遊戯が何故、良くないか。

其は敢えて一言で云うと、「其の」人を

墮落させる」からである。「第九条の解説を復またしても繰り返すが、「人は一度、楽を覚えると、どうしても苦を逃れたく成るもの。人の本能と云う観点に立てば、労働は「苦」であり、賭博や金銭遊戯は「楽」である。後二者は多少、頭を使うかも知れないが、其の気に成れば、「当てずっぽ」でも当れば（＝運が良ければ）一獲千金に成り得るからだ。そう成ると、其の人にとっては働く事が馬鹿馬鹿しく成る。其は併し、場合に因って、妬ねたみそして恨うらみを他者の心に生じさせ、其が更に高じて盗み・傷害そして殺人等と云った犯罪行為の「呼び水」に成り易い。

賭博や金銭遊戯については但し、最高の法である憲法で一方的に禁止する―罰

則を記さなくとも―と「裏」や「闇」で密かに且つ日常的に行われる性質が多分に在る行いであり、従って本案では、「…ない様、努めなければ成らない」と云う表現を使い、努力目標として定義付けた。雇用形態等 「雇用形態」の語を第二二条の第二項の頭に据えた事には、二つの狙いが在る。主な狙いとしては、労働の殆どが「雇用」と云う業無しには先ず成り立たない、と云う事を改めて認識させる事に在るがもう一つ、集団事業所に於ける「派遣労務」に代表される「責任転嫁型」の雇用形態を暗に戒める、と云う狙いも込めている。

事業所を持つ法人が、雇用と指揮監督の両方に責任を持つのでは無く、雇用を

別個の法人に任せ、其処から送り込まれる人「々」について自らは指揮監督のみに責任を持つ―と云う「派遣労務」。是も、現行憲法が作られた終戦直後の占領時代に在って、少なくとも集団で初めて成り立つ仕事（鉱・建設・製造等の現場…例）に関しては考えられもしなかった雇用形態だろう。―では、法律で定めるべき「望ましい雇用形態」とは…。については、後述の「労働に関する原則」にて。生徒以下の就労制限 身体上の成熟の域に到達しない者の労働が制限されねば成らない―原則禁止に限り無く近い形で―事は、一定水準以上の道徳力・体力そして知力が労働と云う「生存の為の直接的な営み」の為に必要不可欠である以上、当

然であろう。

但……。是も言葉の問題に成るが、「児童」とは、一般的には小学校に通う年齢に在る未成年者（子供）、即ち小学生を云う。併し当然乍ら、身体未成熟の域に在るのは小学生だけでは無い。「児童」と云う語を敢えて使うならば、身体未成熟の域は出生から順に、乳児・幼児・児童として生徒、と云う格好で区分されなければ成らなくなる。——其処で本案では、「乳児・幼児・児童及び生徒」と云う文言を使い、身体未成熟を理由とする労働制限の対象を明確に示した。

「就労が特に必要である事を証するに充分な理由が在り、且つ法律で定める場合」に該る仕事とは、映画や舞台そして

放送での演劇に於ける「子役」が其の好い例だろう。勿論、其とて就労内容の詳細や就労時間そして金銭取得の方法については、法律で明確に且つ木目細かく定めた上で、年齢に応じて制限されなければ成らない。



賃金等（給料・報酬を含む）や労働時間についての基準は当然、法律で細かく定める事であり、従って本案でも第二二条第三項で、現行憲法第二七条第二項の規定を基本的に引き継いではいるが、「第一九条：妨げる：成らない」事を但書として表記し、心身共に健康な生活の為に必要な最小限度の域を下回る賃金等や労働時間が設定されない様、歯止めを掛ける

効果を狙った。が此処で今一度、筆者の意図と掛け離れた恣意的な解釈が行われない様にする意味も含め、筆者としての「労働に関する原則」を語らせて戴こう。

「心身共に健康な最小限度の生活」の内容については第一九条の解説で既に述べており、此処では繰り返さない。

賃金等と労働時間については、次の数式を原則として臨みたい。

最低賃金（精神及び頭脳労働の場合）

Ⅱ 其の地で単身生活を営む為に必

要な最小限の年額・二五〇〔日〕

・十八〔時間〕

▷肉體労働の場合は時間が異なる。

扶養親族（主に出生から中等学校卒業前迄の子及び自身で歩けない無職の高齢者）が居る場合には、掛かる費用（食事「三回分」・衣服・住宅「広めの部屋（二乃至四LDK?）」に住む為に掛かる差額分）の他、子の場合には学用品も、高年齢者の場合には介護用品も、各々含む）について、法律に基づき実勢価格を定期的に（原則として毎年一回）調査の上で、其の最低額を、事業者を通して別途支給する。

最低賃金―後述の「納税」に関しても同様だが―については、「夫（＝働き手）に、妻（無職）と二人の子」を「標準世帯」とする発想を捨て、働き手本人が単身生活（＝世帯の最小単位）を営む事を先ず、前提即ち基準として考えたい。何故なら…。

第一に、家族と云うものは結婚し子を

作って形成されるが、其は恒久的なものでは無く、子が結婚すると多くが親元を離れるが故に家族は夫婦のみと成り、其の一方が先に死ぬと否応無しに単身と成るからである。

第二に、宗教上又は職業上の理由、或いは性格や「臓器の」障害故に婚姻に適応出来ない等の止む無き理由から、結婚しない・出来ない人も少なからず、居るからである。

さて、雇用形態について云うなら、筆者としては以下の原則に沿って法で規定すべき、と考える。

▲雇用は年限を決めての契約を以て行い（有期契約雇用制）、一定水準以上の成果を挙げる事に拠り契約を更新し、其の

積み重ねに拠り、脳と身体が自由に動ける限りは働ける様にする。其の間、地位（肩書）と負うべき責任の度合いに応じて賃金の増減が行われる。

▲少なくとも集団作業（鉱・建設・製造等の現場：例）については、同一の法人が責任を持って雇用と指揮監督の両方を直に行う。

▲同じ部署で且つ負うべき責任が同じである者同士（平なら平同士：例。即ち、同じ肩書同士と云う事）の間では雇用形態そして賃金を同じくする。但し、安全・品質及び能率に反する行い（遅刻・早退・欠勤或いは業務上の損失等）を行う者に対する減額を妨げない。

▲派遣労務は「集団作業以外の場で、個

人的な力量を評価される比重が大きく、尚且つ、法律に基づいて資格が保障される」仕事に限って認められる。

雇用形態を「有期契約雇用制」に一元化する事は一方で、「無期（終身）雇用制」を廃止し、亦集団作業に於ける派遣労務を禁止する——と云う事を意味する。

——其に拠って、「同一労働に拠る同一賃金」が初めて叶い、亦、扶養——何れも同居している、子や無職の親の為の——と医療とに係る以外の余計な保障——無期雇用独特の所謂「家族的」な——が無くなる事で人件費も抑えられるが故に、国産（日本製）品を縫り安く買え、尚且つ、国内雇用の安定確保も約束される。——と筆者としては期待と願いを込めて考える。

第二三条——勤労者の団体行動権と

其の職業に因る制限

第二八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動を《する》権利は、これを保障する。

第二三条は、現行憲法に在って労働組合活動の保障を規定する第二八条の条文を、字句を若干変えつつも引き継いだ上で、前文に在る理念に沿う共同体の運営の為に労働組合活動が制限されなければ成らない——早い話が「ストライキ争議行為を行っては成らない」——大摩訶まかな職業分野を定義付けたものである。

第一項で争議行為を制限或いは禁止す

べきものとする。「国民が心身共に健康な生活を営む為に必要不可欠な役務の提供を行う事業」とは何か、と云われると、上下水道の管理、電気や瓦斯ガスの供給、自動車・鉄道・飛行機等を使う旅客や貨物の運送（交通）、食品（主に穀物）や日用品の販売、一般時事（気象や交通の情報を含む）を主に伝える放送、或いは病院や診療所、そして学校（此処では義務教育の過程に限定）——万人共通且つ一般的な職種・業種を具体的に挙げると概ね、以上の通りと成ろうが、高齢者や障害者にとっては更に、介護リハビリテーション或いは機能回復訓練も在る。

以上に挙げたどの仕事も、急な事で止まれば生活を営むに支障を来し、場合に因って生命をも脅かし得る、と云う事は、

「お客様の立場」に立った上で、「自分は其を使わねば仕事が出来ない」「若し、其を使わねば命に関わると云う時に止まっていたらどうしよう」と云った事を考えた場合、一目瞭然だろう。——「急な事」とは、大規模な自然災害や他国等に拠る武力攻撃も在るが、大方は争議行為である。

自然災害については人為的な努力「だけ」では、武力攻撃については自国の努力「だけ」では、共に防ぎ得ない・どうにも成らないものが在る。が、争議行為は人為的且つ殆ど完全に国内問題であり、従って、当事者間の意思に拠って完全に防ぎ得る行いである。——其が出来るか否かは無論、「お客様の立場・お客様の

思い」が事業（経営）者と従業員―雇用形態は不問―の双方に在るか否か、に掛かって来る。

公務員と労働基本権 現行憲法下では〔第二八条には書かれていないが〕法律で否定されており、与えられるべきか否かについて時々、議論の対象に成っている「公務員と労働基本権」の問題だが、筆者としては、「団結権」（労働組合を組織する権利）と「団体交渉権」とについては、「国家機構〔或いは各地方公共団体〕に在つて唯一の公認労働組織」として行う事を絶対条件に「認めても良い」と考える。団結そして団体交渉自体が大衆（＝国民一般）に対する奉仕の妨げに成る、とは考え難いからである。併し、「争議〔行為〕

権」だけは断固、認められない。争議行為は、大衆に対する奉仕の役務を「一時的であれ」止める事であり、其は正に、「其の国家そして国民に対する奉仕者」と云う公務員の理念とは相反するからである。

其の上で、軍隊・警察（海上警備を含む）・消防と検察については、例外として労働基本権を一切、否定している。何時起こるか判らない「共同体の危機」に直面した際、「臨機応変」に対応して真つ先に現場へ向かわねば成らないのは彼等だからであり、其処には、争議行為は疎か、団結も団体交渉も「邪魔」以外の何物でも無くなるからである。――憲法には明記していないが無論、其を統帥し又は指

揮監督する行政の長そして重役（第四章に
関して詳述）も亦、労働基本権を行使して
は成らない事は言う迄も無い。

第二四条——財産権

第二九条 財産権は、これを侵してはなら
ない。

財産権の内容は、公共の福祉に《適合す
る》やうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公
共のために用ひることができる。

本案第二四条は、現行憲法の第二九条
の趣旨を概ね、踏襲する形と成つてはい
るが、本案では、「財産権は…成らない」
の文言を敢えて記さず、亦、「公共の福
祉」と云う曖昧且つ誤解を招くが如き語

を「社会・郷土及び国家の利益」と言い
換えた上で、財産権の内容を其に叶うべ
く法律で定めるものとした。

「財産権は…成らない」の文言を敢え
て記さない事には、例えば、農業を行
う意思が無いにも係わらず「先祖代々云々
」等と自ら持つ土地にしがみつくる者、或
いは「自分の土地だ」等と言ひ張つて「
塵屋敷」を形成し又は態と騒音をがなり
立てる等を行つては周辺住民の苦情や迷
惑を買う者…と云つた事例が近年、「報
道媒体等を通して」多く目に衝く現状を
考慮するが故である。——こうした様な、
周囲・他人の存在を考えない・考えたく
ない・考えられない——と云う者供——敢え
て「人々」とは言わない——については、

財産権を無意識の内に放棄している、と考えるのが、人—共同体に在って互いに関わり合い乍ら生きる動物—としての「常識」と云うものだろう。

第二五条——納税の義務

第三〇条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

「納税の義務」について、本案では一応、社会権の一つとして捉え、第三節の締め括りとして表記してあるが、考え様に因っては「受益権」の範疇に組み込んだ方が適当かも知れない。

何事も、実行するには金銭が掛かる。

共同体として事を行う為に、其の共同体

を構成する人々が皆、公平且つ平等な形で、其の事に掛かる費用として金銭を負担する事は、「受益者負担の原則」を振り翳す迄も無く、当然の責務である。故に、国家と云う共同体が事を成す為に、其の構成員即ち国民が皆、公平且つ平等な形で、其の事に掛かる費用として金銭を負担する事（＝租税）は、国民として当然の責務である。是は論を待たまい。

本案でも地方自治を保障している（第一一七乃至一二九条）以上、本案の下に在る日本国でも、租税には当然、国税のみならず地方税も在る。但、本案では、地方税を当該地方公共団体が独自に制定する事も認めている（第一一七条の解説を参照）。現行憲法第三〇条の文言を其の儘引き継い

でいる本案第二五条だが、「納税を条例で課すとは憲法違反」等と云われる事を予防する為にも、租税についての「基本法〔又は通則法〕」を先ず定め、其に基づいて各種租税についての法律そして条例を必要に応じて定める、と云う形で税制を整備・確立して行く必要が在ろう。



租税の詳細については前述の通り、其についての基本法の下、各々の法律並びに条例で定められるが、其等を貫く「税制についての原則」について、筆者としての考えを此処に述べておきたい。

【直接税について】

所得税 先ず、共通の（＝事業者・給与所得者

共）基礎控除額を設定。其の額は、「其

の地（地方税中、各市区町村に係るものについては「市区町村」単位。他は「特別市又は郡」単位）に於いて一年間、単身生活を営む為に必要な最小限の金額」とする。親族（配偶者並びに祖父母・父母・子及び孫で且つ各当事者が自らの働きで金銭を得る立場に無い場合に限る）の扶養に係る金額については、必要に応じて別途控除。

——前述の「最低賃金」と同様、働き手本人が単身生活を営む事を基準として考えたい。其の理由も「最低賃金」と同様である。今一度、第二三条の解説を参照されたい。

法人税 (a)「法人の規模が大きくなれば成る程、納める額も多くなる」様、税率を設定。(b)非営利法人の利益に対しても、

其が収益事業で在るか否かに関係無く課税。(c)製造業及び流通業を営む日本法人（日本国内に主たる事務所（会社は本店）を置き、資本金に占める外国人又は外国法人の比率が半数未満の法人。同様の法人を子会社又は関連会社として持つ「持株法人」も対象）については特に、各法人が各会計年度中に日本国内で売り上げた物品群中の国産（日本製）品の比重に応じて異なる税率を設定。日本国内の工場で製造した品物の比重が高ければ高い程、法人税率を低くする一方、外国に工場を置き其処で製造した品物の比重が高ければ高い程、法人税率を逆に高くする。

——先ず(a)について言えば、同じ「営利法人（会社）」でも、営業収入（売上高）が

概ね一〇億円以下の其については、当期利益（課税前）の額に応じて其の二割程度の法人税、とするが妥当だろう。中小以下の会社——全ての会社の大部分を占める——が設備の更新や増設を行い易くし、其の会社の更なる成長を促す事が、国家と云う共同体の経済を活性化し、其の共同体の構成員が総じて物的な豊かさを公平に得られるに至る、と考えるが為だ。

(b)について言えば、非営利法人（財団・社団・特定非営利活動・学校・医療・社会福祉並びに宗教）の当期利益について、収益事業の有無に関係無く課税対象とするのは、例えば宗教が「御布施」と称して——現状下ではこうすると「収益外」として課税されない——信徒から得る会費が結局、法

人幹部の私費に殆ど充てられて、等の事例が数多く聞かれる実態を踏まえるが為である。

(c)については、長い説明を要する。

法人税率に敢えて幅を設け、各日本人が日本国内で販売した物品（完成品）群の売上で生ずる利益の総額に応じ、其の物品群が日本国内の自法人〔又は自法人の連結決算対象たる関連会社〕の事業所（工場等）で作られた比重（＝国産率）が高ければ其の分だけ法人税率を低くし、逆に外国で作られた比重が高ければ（＝国産率が低ければ）其の分だけ法人税率を高くする――と云う方法を通して、国内販売分の大部分から全部を日本国内で作っている日本法人には金銭的な負担を今迄より

も軽くして尚一層、永続的な雇用確保に努めて戴く一方、逆に国内販売分の大部分から全部を外国で作っている日本法人に対しては、国内に於いて雇用の機会を奪っている制裁の意味も兼ね、金銭的な負担を今迄より重くする事で、国産への回帰を促して行くのだ（国産の比重を高めたあかつき暁には、其の法人に掛かる法人税率も其に応じて低くする）。

此の「国産優遇」の法人税を提唱するのは、自国内に於いて使われる品物を自国民の人々の手で作る事が、自国内に於ける雇用（＝働き口）を永続的に確保する――其が「生活保護」に代表される「心身共に健康な最小限の生活の保証の為」の公金支出を抑え亦〔犯罪の誘因と成る〕

人々の墮落の予防に繋がる——と共に、国内に於ける技術の蓄積と伝承にも繋がるからである。

其の税率だが、日本国内向け販売分の年間生産の全部が国内で行われたら利益総額の二割程度、逆に全部が外国で作られたら七割から八割——と云うのが妥当か。無論、並行して、国内生産の為の研究開発や設備投資に掛かった費用についても、現行より多めの税額控除を設定する必要が在ろう。

此の「国産優遇」の法人税が巧く機能を果たす為には、消費者側にも尚一層の責任が生ずる。其は、「国産（日本製）品を率先・優先して買う」事・「同じ売場に日本製品と外国製品が並んでいたら、先

ず日本製品であるか否かを確かめ、外国製品より高価だったり量が少なかったりしても日本製品を買う」事・「日本企業名義の外国製品しか扱わぬ小売店には極力、出入りしない」事・そして「買った日本製品を大切に使い伐る」事——即ち「国産国消」——を、改めて且つ意識して実践して行かねば成らない——と云う事である。——況^まして、先の「東北地方太平洋沖地震」に因る諸災害からの復興を可能な限り、確実に且つ速く進め、尚且つ被災住民諸兄が再び、心身共に元氣な生活を送れる様に至らしめようとするならば尚の事、「国産国消」の実践は「全国民の義務」として必要不可欠である。

相続税 相続対象者の手元に残る額が一

人に付き「其の地…単身生活…年額」を
超えない様に設定される事。

——相続は、人の死に因って残った金銭を其の親族が「譲渡（＝譲り受け）」と云う形で貰う、と云う行いである。其の相続に拠って得られる金額の限度を一人について「単身生活に必要な年額」迄とするのは、以下二つの理由の「妥協点」としての設定である。第一に、金銭を肉親から「貰う」と云う行いが、其の貰い手が特に成年人（大人）の場合、第二二条の解説で述べた「賭博」や「金銭遊戯」の場合と同様、「其の人を墮落させる（＝自ら働いて金銭を得ようとする意欲を失わせる）」可能性を否定出来ない事である。

第二には、例えば其の死者が生前、自営

且つ親族ぐるみで（＝親族の助けを得て）働いていた様な場合、残された親族の各々に立ち直りそして再就職の為の「猶予期間」を一年間は与えて然るべき、と思うが為である。

▽以上三税共に、收支差額から「教育」

「医療」及び「自立を促す為の」障害者福祉」の各事業（各関係法に基づき認可されたものに限る）に対して行われる寄付の額に対しては税額控除を適用。

——教育と医療、そして「自立（自身に適した分野・業種に就職し、可能な限り単身生活に至る迄）を促す為の」障害（主に、身体障害・精神遅滞（＝知的障害）及び発達障害）者に対する福祉。是等は本来、国家の責任で行われるべきもの。其に掛かる金銭を民間

が一部でも「寄付」と云う形で賄う、と云う事は、掛かる公金が其の分だけ少なくなると成る訳だから、其の好意に応じて減税が成されるべきもの、と筆者は考える。

【間接税について】

▽一般財源としての間接税を先ず設定し、其の上で、分野別・目的別の間接税を必要に応じて設定。

▽一般財源としての間接税は、日常生活に於ける「購買頻度」及び「必要度」に応じて複数の税率が設定されるものとする。「標準税率」を先ず設定の上で、全ての働く人々が日常生活を営む為に必要不可欠で尚且つ、少なくとも毎月一回は必ず売買される品目（食品、消耗品、日用品（石鹼・洗剤・散り紙・巻紙…例）、

医薬品、家賃、運賃並びに電力・瓦斯・水道等の公共料金）について——当該各品目の提供に係る役務（運送や店頭給仕等）も含め——は特に、標準税率を軽減する形（標準税率の半分以下又は未満）で、可能な限りに於いて低い税率を設定する——本体価格の一割未満分に！——一方、購買間隔が一〇年以上毎或いは「生涯一回、在るか無いか」の品目（貴金属（金・白金及び宝石等）類、一戸建て住宅、家用の自動車・船舶及び飛行機…例）については、逆に標準税率を重増する形（標準税率の倍前後）で高い税率を設定する。一つの品目で適用税率が異なる複数の品目の機能を兼ね備えている場合（貴金属使用の機器類、酒類を提供する飲食店等…例）については、

高い方の税率を適用する。

誰だつて―平均的な「或いは其以下の」給与所得者にとつては特に―、生きる為に必要不可欠な物、特に少なくとも毎月一回は定期的且つ否応無しに買わざるを得ない物については、出来るだけ安く手買いたい。但、だからと云つて、税金―其の共同体が営まれる為に必要不可欠な費用を賄う為の財源―を其に全く掛けない訳にも行かない。其処で、両者の妥協点として、「毎月一回：得ない物」に掛かる税金については、「薄く広く」且つ出来るだけ「税率を低く」設定する必要が此処に生ずる。但、其だけでは税込不足に成るから、其の不足分を補うべく、逆に「必ずしも、其が無ければ生命に関

わる様なものでは無く、且つ購入に多くの金銭を要する」品目については税率を高く設定する必要も在る。―大衆―其の大多数は中間所得以下である―の立場に立ち、彼等―公務員自身も含めて―の利益に叶う政治を常に行うのであれば。

間接税の確実な納税（＝徴税逃れの防止）と云う意味で付け加えて言うならば、①「事業者番号」を設定し、税務署を通じての登録を全ての事業者に義務付け、登録と引き換えに税額票と領収書を一体化させる形で記録する「徴税用電子証票」―撮影機カメラに使う「小携帯強瞬光証票コンパクト・フラッシュ」の如き体裁―を持たせ、②「徴税：証票」を挿入させて動く電子式金銭登録機レジスタを用意し、③其の登録機の操作を通して「徴

税：証券」に売上額と税額を記録させ、「徴税：証券」を定期的に一月単位が望ましい―回収し納税額を示す―と云う行いも必要と成ろう。



以上、第二二条から第二五条迄、経済活動に関連する条文が続いた。此処で復々、敢えて寄り道し、「会社」―市場経済が営まれる上で不可欠且つ基本単位と成る組織体―の在り方について、暫し議論の対象と成る一つの問いに対する筆者の答えを、此の機会に述べておきたい。

会社は誰のものか？

―筆者としては先ず、こう答える。

一に顧客。

二に従業員。

三に経営者。

―以下、解説しよう。

会社自体は、先ず経営者（＝事業者）が居て、其に従って仕事をしようとする人々が従業員として参加する事で成り立つが、其処で品物（役務を含む。以下、同じ）を作りそして売っても、其の品物を買う人、即ちお客様が居なかつたら、其の会社は続き得ない。

だから、先ずは何よりも、お客様を大切にすること。即ち、先ずお客様の立場に立って事を考え、お客様と成るべき人々（＝消費者）の声を直に聞き、消費者の総意を叶える（＝お客様に喜んで戴く）べく、投資を行って設備を充実した上で品物を作りそして売る事を通して「自社の品物

を定期的に買いそして大切に使うて下さるお客様」（『顧客』を一人でも多く確保し、更には彼等「複数の」顧客に自社の株式を与えた上で、自社への投資を願ひし、そして出来るだけ経営にも参画して戴き、株主総会等の場を活用して彼等（『お客様代表』の意見に最大限、耳を傾ける―聞き流しては成らない―事。

そうした上で次に、従業員―正規か時限就労かは不問！―即ち其の会社で働いている全ての人々に対し、業績そして各々の成果と就労時間に応じて、少なくとも「心身共に健康な生活を営めるだけの」金銭が賃金として分け与えられる事。

そうした賃金が全ての従業員に行き渡った事を見届けた上で、最後に経営者が

残額を「富」（『営利』）として得る。――「単純には括れないかも知れないが」是が、筆者として考える「会社の基本的（且つ大摩訶）な在り方」である。

「市場経済に基づく共和国」を前提とする本案の下では無論、金融市場（証券取引所等）の存在を否定はしない。が正直な所、全ての会社に在って顧客・従業員・経営者並びに嘗て従業員又は経営者だった人（『々』）を以て株主とする事が制度的に確立されてるなら、金融市場は無くても良い―と筆者としては考えたくも成る。

短期間の内に、或る会社の株式を安い内に多く買い、其の株価が高騰を極めたら売り飛ばす―と云う「利鞘目的」の「株主（？）」の存在は、其の産業が共同体

（此処では主に国家）に根付いて永続的に営まれる事を願うならば、好ましいものは決して無い。そうした「株主（？）」が基^{もと}から生じ得ず、他方、其の会社の顧客と成り得る消費者或いは嘗て其の会社の経営に参画し又は其処で働いていた人「々」が、其の会社更には其の業界を愛しそして育てるべく自発的に株式を買い、数年から数十年の間を見通しつつ投資を続け、其の「副産物」として配当を得る——と云う格好で金融市場が成り立ち得る事。——其が叶うか否かも結局、家庭や学校に於ける教育の内容が「鍵」と成る。

第四節 参政権

本案第二章の第四節は、現行憲法第一

五条から公務員の性格に関する文言（第二項）を分離、修正・加筆を経て本案第五條の第一項（七三―七五頁にて既述）とした上で、残りを二つの条文に分割、是も各々、修正・加筆を加えて第二六条及び第二七条とし、両者を「参政権」として括る格好とした。

第二六条——成年国民に拠る普通選挙

並びに国政に関する直接投票

第一五条、公務員を選定し、及びこれを《罷免》することは、《国民固有の権利である》。
③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

本案第二六条は、現行第一五条の第一節と第三節を一旦統合する格好とし、「固

有の権利」と云う間怠まだるつこしい文言を削った上で三つの項に再構成、普通選挙に拠る公務員―とは云つても議会の構成員（＝代議員）並びに行政の長に限られるが―の選定（＝選挙）と彼等の解職（＝と云う方が「罷免」よりは判り易かるう）について第一項で、国政や地方自治に於ける施策に対する是非の意思表示について第二項で、両者に関し外国在住者が行使出来る範囲について第三項で、何れも「成年者たる国民」を主語とする事を通して、参政権が、成年者即ち大人である国民である事で初めて行使し得る権利である事を改めて強調する効果を狙った。

【第一項―】

公務員の選定及び解職の権利

公職を選ぶ為の選挙は、参政権の「基本」と云える行いである。当然、憲法に在っては参政権についての始めに据えるべき条項であり、其の選挙が「普通選挙」即ち大人である国民「全員」が投票に参加する選挙である事は、先に「此の憲法の下に平等で：政治的：關係に於いて、差別されない」（本案第一八条参照）と同じ憲法で謳うたっている以上、是亦当然である。其で尚且つ、「第一八条の精神に基づいて行われる」普通選挙…と記したのは、旧憲法下に在って、国会議員選挙が女に参政権を与えずして「普通選挙」と称して行われた事が在った（一九二七年「昭和二」から四一年頃迄）、と云う史実を踏まえ、選挙権〔を含めた参政権〕が民族・信条・性

別・社会的身分・家柄又は血筋に拠って左右されるものでは無い事を改めて、念を押す形で強調する必要が在る——と考えるからだ。

【第二項——】

施策に対する直接投票の権利】

出来れば、同じ大人である共同体員・其の全員が一堂に集う中で、予算も法も含め共同体の決まり事が全て決められるなら其に越した事は無かろうし、其が本来は共同体の民主的な運営の「原点」と云うべき所だろう。が、一つの共同体に在って其の構成員の数（≪人口）が成年者（≪大人）のみで五万人を超えると、場所の規模について語る迄も無く、其には無理が掛かる。そして其の成年人口の数が

一〇万人以上と成ると、「…全員が一堂に…」は「完全に無理」と成る。其の上、其の共同体が「国家」と成れば、決まり事は多岐に亙り且つ複雑と成り、他国との関係の中、大衆—共同体員の大多数—が理解し難い高度な内容の其「等」も必然的に生ずる。——選挙は参政権の「基本」云々、と前述したが、其と其の結果に基づいて組織される「議会」は、以上の点から考えた場合、或る意味で「止むを得ぬ手段」でもある、と云えよう。

但…。其でも「共同体自体の存在」そして「人としての最小限の日常生活（≪正に人の生命を直に左右し得る事々）」に「特に関わる」物事に関しては、木目細かい事については彼等議会に託すも、

其の是非（＝最終決定）については選挙と同じ様に直接、意思表示をさせて欲しい―と願うのは、其の共同体を構成し且つ其処に現住している人であれば誰もが懐く思いだろう。

其処で本案では、参政権を規定する此の第二六条で、普通選挙の保障を謳う第一項に続ける形で第二項に、「国政及び地方自治に於ける施策に関する直接投票の権利」を憲法そして法律で定める所に拠り認める旨を規定し、其の上で、「何れも当該各条文の解説で改めて詳しく述べるが、」「国民の安全に直に関わる分野についての条約」（第五七条）と「弾劾審査を経た行政の長（＝元首）の解職」（第八四條）、そして憲法改正（第一六六條）の三

つについて、各々の是非を直接投票で決める旨を特記した。

【第三項――

在外国民に拠る参政権の範囲】

参政権を大人である国民全てが行使し得るものとするからには、自国の領土内に居る彼等のみならず、仕事の為に自国を離れ外国に定住している彼等（以下、在外国民）についても当然、参政権が行使出来なければ成らない。但、地方自治に関しては現に其の地に住んでいないと判らない事が少なからず在る。在外国民の参政権については従って、自ずと「国政に關してのみ」とせざるを得ない。



第二六條に關連して、「成年者」即ち

「大人」を「何歳から」とするか、について語らせて戴こう。

筆者としての考えを先に申すならば、本案の下でも「満二〇歳以上を大人として定義すべし」と云う事と成る。

此の国・日本は、江戸時代迄は武士の家庭の男子に限って云えば概ね、一五歳を迎えた際に「元服」なる儀式を行い、其を以て大人の仲間入りとして来たが、一九世紀も後半を過ぎて明治に入った際、階級に関係無く一律に満二〇歳を以て成年（其の年齢から大人）とする様に成り、現在に至って来た。

江戸時代迄は、大衆が外国との間を往來する事等、先ず考えられなかったし、社会が今と比べる迄も無く差程複雑では

無かったし、情報の遣り取りも極少なかったが故、一五歳で大人にして良かったかも知れないが、明治に入り、外交を通して国内社会も複雑化し、情報の量も多くなり、学すべき事々・体得すべき事々も否応無しに多くなった。故に成人年齢も高めに設定する必要が在る——と明治期の為政者達は判断したのだろう。

一方、国際連合（国連）を始め、国際機関の多くは一樣に、満一八歳以上を大人として定義しているが、是は身体の發育が満一八歳を以て終わる、と云う医学上の理由に基づいている。

併し乍ら、満一八歳に達した時点で云うと、該当者の多くは、学業を数日又は数箇月、残している状態に在る。そして、

卒業の時点では、身体の発達こそ終わっていても、内面・精神面の発達は終わっていない。社会に出なければ判らぬ事が、人には沢山^{たくさん}在るからであり、彼等若人^{わかうど}は其の人間社会・即ち世間の實際を此の時点では経験していないからである。

世間に於ける様々な物事に対応する術^{すべ}を覚え、理解し、そして実行出来る様になって初めて、大人として認められるべきであり、学業を卒業したての若人については、其の一乃至二年目の間は「大きな子供」として、身を以て「大人の世界」を経験し、其処での対応の術を一通り学ぶ期間と定義すべきものであるが故に、民法第三条を以下の如く^{ごと}すべき（ゴシック体で表記の部分（条数を除く）が改定案の箇所）

―と筆者は考える。

第三条 年齢満二十年を以て成年とする。但し、当該行為の性質或いは日本国が現に締結している国際法規上の制約の何れかに因り是とは異なる年齢を以て成年とする必要が在る行為については此の規定に係わらず、別に法律で定める所に拠る。

が…。「東亜細亜^{あじあ}權益戦争」の終結に伴う占領政策以来「二〇歳から」と成っていた日本の選挙権年齢が二〇一六年七月の参議院議員通常選挙（参院選）から引き下げられ、「一八歳から」と成った。…として更に、成年自体も「一八歳」に引き下げが決まってしまった（二〇一七年常会（通常国会）にて成立・公布、二〇二二年施行予

定。但し、飲酒・喫煙と公営競技を除く。

此の二つの法改定は、一つの重要な問題が「棚上げ」される格好と成った。高等学校第三学年の生徒群に在って「大人」として扱われる生徒」と「子供として扱われる生徒」とが並存する、と云う事である。現行の学校制度―是も終戦直後の占領政策で制定されたが―では義務教育と位置付けられてはいないものの、今や半ば^{なか}義務教育同然と成っている高等学校。其処に通う生徒達は正に、是から世間へ出ようとするが為の基本的な知識を学んでいる最中^{さいちゅう}に在る。そして「敢えて繰り返すが」当然乍ら、彼等は未だ世間の実際を自身の体で経験してはいない。そうした状態に在る中、年齢を以て機械的に

区切る格好で、同一学年にして一方で選挙権を与えて他方で其を与えない―と云う事は不公平であり且つ中途半端な行いであろう。

其の「重要な問題」を解決する意味でも、筆者としては前述の「原則二〇歳成年」を唱えそして勧めるが、「どうしても一八歳成年で無ければ」と云うなら、現行民法第三条を以下の如く改定する事を「妥協案」として用意しておこう。此の場合、例えば「飲酒」や「喫煙」等と云った心身に危険^{リスク}を負う可能性が高い行いについては、第二項の規定に沿いつつ、各々別の法律を以て年齢制限を設ける事と成る「飲酒と喫煙については此の機会に、最低年齢を敢えて引き上げ「二一歳

から」とする——合衆国の例に倣う迄も無く——事を考えても良からう」。

第三条 年齢満十八年を以て成年とする。但し此の年齢に達していても、中等教育（高等学校）の課程を卒業していない状態或いは別に法律で定める所に抛り行われる試験を通して中等教育の課程と同等の学力が在るものと認められていない状態の何れかに在る者については、未成年と見做す。

当該行為の性質或いは日本国が現に締結している国際法規上の制約の何れかに因り是とは異なる年齢を以て成年とする必要が在る行為については此の規定に係わらず、別に法律で定める所に抛る。

そして当然乍ら、「原則一八歳成年」の必須条件と成るのは、中等教育（現行学

校教育法に抛る高等学校）迄を義務教育とする事だ。出来れば「出生前十一八年」義務教育制度（第二条の解説参照）も同時に施行、と行きたい所だが、其には無理が在ろうから、其が叶う迄の間、高校に入学しなかつた——理由は不問——一七歳以上の人々全てについて、「高等学校卒業程度認定試験」（「高認」↑「大学入学資格検定（大検）」を二〇〇五年に改定）を国家の責任で受験させる必要も在る。「情報処理」の類——電脳と携帯端末、そして間網の使い方——並びに「ローン」や「月賦」の類に関する事々を「高認」の必修課目に加え、受験に掛かる費用の大部分を国家として負担する——等の策を講じた上でだが。

尚、余談乍ら、今日では一部町村部を

除くと礼儀作法の悪化も手伝って殆ど形骸化さまが—宛ら、自己満足的服飾見世物ファッション・ショーも同然—している（と言つて良い）、各市〔区・町村〕毎の「成人式」は、此の機会に無くす事が望ましかろう。



此処等辺で参政権に関する事に話を戻すが、「中等教育の課程の卒業」と引き換えに「選挙人登録」—戦後一貫して各市〔区・町村〕当局が機械的に行つて来た—を自身が自筆で行つて選挙権を得る様、選挙法も改定・整備すべき—と筆者は考える。

選挙人登録については、「中等教育の課程を卒業した日（外国人から日本国民と成つた者については、法に拠る「帰化」の告示が行

われた日）から一年以内に在る当事者本人が、卒業証書を持参しつつ自ら地元の市〔区・町村〕役所に足を運び、証書の提出（役所にて複写し、複写分を役所で保存。現物は本人に返却）と引き換えに自筆で行い、其をしなければ生涯、参政権を行使出来ない」様にする。国家と云う共同体の構成員として、「自身が我が国の政治の運営に参加している」と云う自覚を明確な形で持たせる為に、そして、此の国・日本の国民である大人達「全員」が一人残らず選挙に参加・投票し—投票率は一〇〇パーセントが当然！—、以て民主政治が円滑且つ恒久的に営まれる為にも。

第二七条—

選挙等に於ける秘密投票の保障

第一五条④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。《選挙人は》、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

現行憲法では前記の通り、「秘密（＝無記名投票）」が全ての選挙に在っては当然、と云う旨の言い方に成っているが、物事を皆で決める為の意思表示——「投票」は其の代表的な形態の一つ——に際しては其こそ当然乍ら、各々の名を明かして行う場合と、其を明かさない（＝秘密）場合とが在る。——其処で本案では、参政権に關する「主文」である第二六条に続き、「念を押す」格好で、「大人である国民

全てが参加する」選挙其の他の投票については例外無く後者である旨を、第二七条で強調し、大人である国民各々が縊り安心感を持って投票に臨める様、心理効果を狙った。

大人である国民全てに抛る選挙等の投票を秘密投票とするのは、大人である国民各々が「自身の本心・本音に因り、自身の責任を以て判断し、其を確実に意思表示する」機会を「安全な状態で且つ最大限に」確保するが為に他成らない。——此の必然性は、此の国・日本の国民性を根本から見直し、其の結果に基づいて新たな教育（第九条、第二〇条及び第二二条の各解説を参照）が行われ、「本心・本音を正々堂々且つ公然と言ひ合ふ」事が日本の

国民性として根付いても、失われる事は無かろう。団体で動く場合に在っては特に、顔や名前を表に出しては本心・本音を示せない、と云う場面が多かれ少なかれ、生じざるを得ないからである。



「投票の秘密」に関連して今一つ、述べておかねば成らぬ事が在る。其は、選挙の投票そして開票に際して各報道機関が行う「出口調査」についてである。

開票と成ると報道機関、特に放送は、選挙管理会（選管）が開票経過の第一報を發表せぬ前の時点から「当選確実（当確）」を連呼するが、是は、各報道機関が各投票所の出口の近くに記者を立たせ、投票を終えた人々を捕まえては書面を見せつ

つ投票先を答えさせる「出口調査」の「成果」である。

併し乍ら、是は現行憲法でも保障されている「投票の秘密」を侵す、と云つて良い行いである上、開票の業を受け持つ選管に対する不信感故の行い、と云われても仕方無かろう。——選挙に際しての「出口調査」——勿論、開票時の「当確」発言についても——は従つて、選挙の公正をきちんと確保する意味で法律に拠り禁止されるべきもの——と考えるのは筆者だけだろうか。

事を早く知りたい、と云う思いは人の本能に基づく心理現象である。が併し、選挙の投票そして開票に際しては一つ、其の思いに抑制を働かせ、選管を信用し

彼等に開票の業を託した上で且つ、其の開票状況を、憶測・推測と予見を何ら一切、加えずして客観的に伝える事こそが、選挙の公正を約束し、そして真に「国民が主役」の政治を磐石ばんじやくなものとして育はぐくむ事と成る―と云えぬだろうか。

選挙に関して言えば、以上に述べた「出口調査と当確の禁止」もそうだが、公示「又は告示」から本投票前日迄の選挙運動についても、筆者としては「悲痛な―現行憲法下では是非!! 早急に叶えて欲しい―提案」が幾つか在る。但、選挙運動に関しては国政選挙の在り方と正に直結する事であるから、後編(第三部)の第四五条から第四七条迄についての解説の中で改めて詳述したい。

第五節 受益権

此の節に限って「款」かんの区分を設け、第二八条と第二九条を「第一款」に、第三〇条から第四二条迄を「第二款」に、各々分けた。前者は国家機関に対する国民の請願又は賠償請求についての権利についての規定である一方、後者は「不幸にして」悪事に直面した場合の権利についての規定であり、両者は同じ「受益権」でも性質が各々、違うからである。

第一款 請願及び賠償請求

第二八条―請願権の範囲

第一六条 何人も、損害の救済、公務員の《罷免》、法律《、命令又は規則》の制定、廢

▲止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を《有し》、何人も、かかる請願を《した》ためにいかなる差別待遇を受けな

「請願」と云う行いは、「公務員の解職（→罷免）」と「法律等の改廃」との二点のみに繋げて考えるならば、広い意味で参政権の一部―厳密な意味での参政権は「選挙」と其に類する「国民〔或いは住民〕投票」とについてのみ―として定義付けられるかも知れない。が、「損害の救済」にも繋げると成れば、是は「受益権（＝利益を受ける権利）」の一つ、として考えるのが自然だろう。

一方、主語を「何人も」では無く「国民は」としたのは、「公務員の解職」や「法

律等の改廃」に繋がる請願が其こそ正に参政権―「成年者即ち大人である」国民である事で初めて行使し得る権利―と連動する行いであるからに他成らない（尚、「外国人に拠る請願」について、後編（第三部）・第一六四条の解説で詳述する）。

現行憲法では「平穩に」請願…と記されているが、本案では「平穩に」を敢えて記さぬ一方、「差別待遇」と並べる形で「迫害」を請願に因る回避事項として記した。言葉の問題に成るが、こうした方が、大衆としては判り易い表現と思えるからだ。

第二九条―

公務員の不法行為に係る賠償請求権

第一七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けた《とき》は、法律《の》定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第二九条は、「何人も」を「国民は」に替え―第二八条と同様、参政権と連動する権利であるが故―、亦若干の字句も大衆にとって繕り判り易い形と成る様に替えた以外、現行憲法第一七条の規定を略其の儘、引き継いだものである。公務員が法に反する行いを働き且つ其で一般国民が損害を被るに至った場合、賠償を求める権利が保障される事は、同じ共同体に在って其の構成員として生きる者の権利として、論を待つまない。

第二款 犯罪行為の場合に係る受益

「不幸にして」悪事に直面した場合の権利についての規定を記した第二款は、「善事よきことを今、正に実践して生きている人〔々〕が馬鹿を見ない共同体」―此の直ぐ後で詳述―と云う考えに立脚の上で、現行憲法中の第三一条から第四〇条迄について根本的に見直し、問題箇所を改めると共に「捜査↓逮捕↓取調べ↓送検↓起訴↓整理↓審理↓評議↓判決↓刑の執行」と云う犯罪行為に係る一連の流れに沿う形と成る様、再構成したものである。其の前二条は、現行憲法に在ってのみ成らず旧憲法を含め法「の世界」に在っては是迄徹底的に無視され続けて来た

「犯罪被害者〔側〕の権利」についての規定であり、第四二条を除く残りの条文は、現行憲法中の当該条文を捉え直して新たに組み立てた「犯罪加害者〔側〕の権利」についての規定である。

第三〇条——

犯罪被害時に於ける加害者処罰請願権

「あらゆる犯罪が一つたりと起こり得ない」中で心身共に健康な状態で生き長らえ、天寿を全うしたい。——本案前文についての解説を繰り返す迄も無く、真^ま面目な人であれば誰もが強く願う事。是には、古今東西を問わず異論が無かるう。其の願いはそして、数回に亙り前述した「出生前から一八歳迄の教育」（第九条・

第二〇条及び第二一条の各解説を参照）が全ての国民に抛り永続的に実践される事で叶い得る、と筆者は信ずる。が、其が裏付けを伴う形で実証されるかどうかは、其の教育を受けて育った人々が第一線を退く時を待たねば成らない。其の時には併し、現世を生きる人々は殆ど、生きてはいない。——其の「出生…教育」が「完全な形で」成功を見ず、故に犯罪行為等の悪事が「頻度を問わず」起こる——と云う事をも想定しておかねば成るまい。

其処で、「犯罪が起こり得ない共同体」を理想としつつ、「良い行い（≡善事）を今、正に実践して生きている人々が馬鹿を見ない共同体」を「現実的な目標」とした上で法的な整備が図られる必要が在

る。ならば、若し不幸にして犯罪が起きた場合、優先的に保護される（＝先ず救われる）べきは、其の犯罪に拠って被害を受けた側に居る人々である筈である。

にも係わらず、法「の世界」に在っては無視され続けて来た、「犯罪被害者〔側〕の権利」。是を敢えて、憲法を通して明示したのが本案の第二章第五節第二款の前二条だが、其の最初の条文として、犯罪の被害に遭った場合に其の加害者の処罰を警察或いは検察に願い求める権利（請願権）を明記した。

犯罪被害者は多くの場合、善事を実践して生きているにも係わらず、悪意の相手側・即ち加害者に拠って一方的な形で犯罪被害者と成る。故に、犯罪被害者に

は本来、其相応の制裁（復讐^{しゅう}）を犯人に対して成す権利が与えられて然るべきである。――併し乍ら特に殺人の場合、犯人は周到な準備の上で犯行に及ぶ事が多く、被害者遺族が其に対抗したとしても却つて、失われた肉親と同様に生命を失い、悪^{さかえ}の栄を許す事に成り易い。其処で、不運にして悪事に直面した場合を想定し、其の悪事の被害者に成り替わって制裁を行う機関を共同体の公的組織として置き、〔別機関（此処では裁判所）に於ける吟味^{ぎんみ}と「制裁可」旨の判断（＝有罪判決）を経て〕国家の名で制裁を実行させるのである。

其の「制裁を行う公的組織」の代表格は無論、警察だ。警察は常に――二四時間・年中無休――其の共同体内を見張り（警備）

そして護まもつてる（護衛）、と云う事が建前と成っている。が、其の構成員即ち警察官は、数百人に一人で其に成れる人々も、能力の話を持ち出す迄も無く、極限られている。亦、警察も「公的組織」である以上、先ず国家機関〔に属する人々と当該機関の施設・設備〕の警備と護衛が最優先であり、次いで民間の法人〔に属する人々と当該機関の施設・設備〕の警備と護衛を当該法人の規模に応じて且つ大きい所を優先させざるを得ず、故に個人単位の事件については自おのずと「気が付かず・目が届かず」と云う事に成らざるを得なくなる。共同体の規模が大きく成れば成る程、其の傾向は必然的に強く成る。

其処で、飽く迄法律に従って―無論―

だが、自身が犯罪行為に因って損害を被り、又は自身の親族が犯罪行為に因って生命を失う事が生じた場合に其の犯罪行為を行った者を罰すべく警察及び検察機関並びに裁判を行う機関に対して願ひ求める権利を広く国民一般〔更には日本国内に居る外国人〕に保障すると共に、続けて次の項で、救いを求めて来た犯罪被害者に救いを拒む事をしては成らない―と云う旨を警察及び検察機関並びに裁判を行う機関に向けて示す事で、若しかすると忘れるかも知れない―公的機関や大規模法人の警備と護衛を優先する余り―国民〔更には日本国内に居る外国人〕一人一人の生命を忘れない、と云う一種の「戒め」を狙った。

第三十一条——

犯罪被害時に於ける救済措置請求権

「金銭的な救済措置」とは、例えば、盗みに遭ったならば当該事件に在って盗まれた分（額）の金銭を、傷害で怪我を負ったならば其の怪我^{けが}が全治する迄の治療に掛かる分の金銭を、放火に遭って家屋を失ったならば其の再建又は新居取得に掛かる分の金銭を、そして殺人で働き手を失った場合、無職の成年者が遺族として居る場合には就職が叶う迄の食と住に掛かる最低額の金銭を、何れも法律に基づいて国家の責任で「或いは国家の認定を経た民間の法人（此処では主に保険業）を通して」補償・支給する事を云う。

一方の「人的な救済措置」とは、例えば殺人の場合、被殺者が婚姻していたら、其の遺族である配偶者や未成年の子に對して、精神面の立ち直りを助ける為の様々な行い（配偶者であれば再婚の仲介、若し夫婦共に殺され未成年の子のみが遺族と成った場合には里親との縁組の仲介：例）を、亦例えば傷害等で身体障害を負うに至った場合、再び自立した状態で生活出来る様に成る為の機能回復訓練^{リハビリテーション}を、何れも関連の法律に基づく資格を持つ人を介して国家の責任で「或いは国家の認定を経た民間の法人（此処では非営利の財団又は社団）を通して」行う事を云う。

犯罪被害者が金銭的のみ成らず人的にも救済措置を受ける事は、犯罪に拠る被

害で負う心の傷を少しでも癒し且つ其の共同体の構成員として再び働いて生き抜ける様に成る為に必要な当然の権利——と云う事に対して異論が在るだろうか。

第三二条——法に拠らない刑罰の否定

第三一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

此処から第四〇条迄、「犯罪加害者（側）の権利」についての規定と成る。

本案の第三二条は、現行憲法第三一条の規定を基本的に引き継いではいるが、「法律……」の上に「此の憲法及び」の文言を敢えて記した。最高の法である憲法

に基づく旨をも明記する事で、逮捕から刑期満了「及び公民権停止」迄の所謂「世間からの隔離」の業が飽く迄法に則って行われなければ成らぬ事を、改めて強調しておく事を狙った。

第三三条——

令状に拠る逮捕の原則・緊急逮捕

第三三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

久々に現行憲法上の文言についての苦言から解説を始めるが、「権限を有する司法官憲」は日常生活では勿論、今や政

治の場でも先ず、使われない言葉であり、本案の此の段階では「裁判を行う機関」と記した（「裁判を行う機関」の具体的な規定は第六章で纏めて記すが故）。

本案の第三三条は、現行憲法の同条を基本的に引き継いではいるが、現行憲法では述べ忘れていた感を否めぬ「緊急逮捕」の規定を第二項として続け、乱用を予防する意味で、其が凶悪行為のみを対象とし且つ令状（逮捕状）の請求に必要な時間を確保出来ないだけの緊急時に限り適用される旨も併せて明記した。

第三四条——令状に拠らない

侵入・搜索と押収の否定

第三五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、「第三三条」の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

犯罪捜査に関して述べている本案の第三四条も現行憲法第三五条の趣旨を基本的に引き継いではいるが、第二項に於いて、「搜索及び押収は、」と「裁判を行う機関が…」との間に「警察及び検察機関が、」の文言を入れた。犯罪捜査を実際に行うのは警察と検察機関であるが故、両者が法的根拠に基づき存在である旨を、

最高の法である憲法に於いても明記しておく必要が在る、と考えるからだ。

第三五条——正当な理由に拠らない

拘留又は拘禁の否定

第三四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、（後略）

本案では、「捜査↓∴↓刑の執行」と云う犯罪行為に係る一連の流れに沿う形とすべく、「拘留又は拘禁」の規定に係る条文を二手に分け、逮捕そして取調べの段階で正当な理由に基づいて理由が告げられ且つ直ちに弁護側に依頼する事無

しに拘留又は拘禁が行われない旨を此の第三五条で述べる一方、裁判の場に於ける拘留又は拘禁の理由の明示については別の条文で述べる形とした（第三七条の解説参照）。

第三六条——暴力に拠る取り調べの禁止

第三六条 公務員による拷問（中略）《は、絶対にこれを禁ずる》。

現行憲法では「拷問」と「残虐な刑罰」に関する規定を一体の条文で述べているが、本案では両者を二手に分け、前者については、此の第三六条で暴力行為の代表的な形態として特に表記した上で、其等の如何なる暴力行為も犯罪に関する取

調べの手段としては「禁じ手」である（＝遣つては成らぬ）旨を明示した。

「残虐な刑罰」に関しては、第三九条の解説を参照の事。

第三七条——裁判を受ける権利と義務

並びに其の例外

第三二条 何人も、《裁判所において》裁判を受ける権利を《奪はわれない》。

第三四条 （前略）拘留又は拘禁（中略）要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三七条 《すべて刑事事件においては》、被告人は、《公平な裁判所の》迅速な公開裁判を受ける権利を《有する》。

刑事被告人は、すべての証人に対して審

▲問する機会を充分に与へられ、《又》、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を《有する》。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を《有する》弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができない《とき》は、国でこれを附する。

本案では、裁判に於ける刑事被告人（＝暫定加害者）の諸権利に関わる事項を二つの条文に集約する形を採っている。

先ず、第一項に於いて、裁判を受ける事・即ち裁かれる事を「権利」として全ての国民が原則として持っている事を明記しつつ、其に続けて但書を設け、其の例外も在る事も明示している。——其の但書中の「不特定…現行犯の者」とは、

例えば、交通機関を乗っ取り（飛行機に於ける「ハイジャック」等）或いは建物を占拠し中に居る人々を人質に取る等を行い、尚且つ、其の場で現に刃物（劍・短刀・包丁等）を振り回し又は銃をぶっ放したりしては他人を殺している者を言う。正に其の事件の現場・警察（又は檢察或いは軍）の人員が観ている其の目の前で、他人が生きる権利を一方的且つ永久に奪っている訳だから、そうした現行犯については、意図が在ろうが無かろうが、「裁かれる権利を無意識の内に放棄した」と見做すのが世の常識にも叶う、と考えるのが自然と云うものだろう。但、是は飽く迄、凶悪行為中の「殺人」に限り適用し尚且つ止むを得ぬ場合の「緊急措置」である

事を、此処で強調しておく必要に在る。

そうした「現行中の現行」殺人犯を除いた上で改めて、裁判を行う機関―此の時点では敢えて此の言い方を使う。名称を含め具体的な事は第六章の解説にて―に拠って刑事事件の被告人が公開の場に公平且つ迅速な状態で裁かれる権利を持つと共に裁かれる義務をも負う事を記したのが、第三七条の第二項である。―裁かれると云う事は「権利」かも知れないが、寧ろ「義務」が占める比重の方が高い、と考えるのが自然な所だろう。結局は無罪と成らぬ限り、世間から隔離される―長かれ短かれ、殺人や傷害致死（の多く）の場合は殆ど永久に―羽目と成る訳だから。其の裁判が「迅速に」行

われなければ成らぬのなら、「義務」としての側面が強まるのは尚更だ。

「迅速な裁判」を追求するからには、各裁判の被告人は勿論の事、各裁判に関わる全ての当事者達が「公平且つ迅速に裁判を進める」事を意識し、「暗黙の内には？」協力しつつ裁判を進めて行かねば成らぬ。為には、当該裁判を遅くする様な行いに対する罰則も亦、必要と成る。

其処で本案の第三七条では、順番が前後する形とは成るが、当該裁判に関わる全ての当事者が其の裁判を公平且つ迅速に行うべく最大限に協力する義務を負う旨を終わりの段落にて述べると共に、被告側が裁判を遅らせようとする行いとしての最たる典型と思われる、「弁護人を

依頼しようとしなない」場合や「国選の弁護人を解こうとする」場合には例外として、裁判を行う機関が「被告人が弁護人を依頼する権利を放棄した」と見做し、「辩护人無しの裁判」を職権で進められる様にした。是は、当該裁判の対象と成っている事件の被害者側に更なる余計な心労を与えたくない、と思うが為でもある。——裁判を行う機関は他にも、裁判を遅らせようとする行いに対し職権で措置を講ずる事が出来るが、其については第六章・第一三九条の解説にて。

第三五条から分離する格好と成った「裁判の場に於ける拘留又は拘禁の理由の明示」は、「捜査→…→刑の執行」と云う犯罪行為に係る一連の流れを考え、以

上に述べた「弁護人の選任」の項と「裁判当事者間の協力の義務」の項との間に、檢察機関の責務―事件の最終的な取調べそして起訴を行うが故―として明記した。

第三八条――自白のみに拠る刑罰の否定

第三八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

何人も、自己に不利益な《唯一の証拠が本人の自白である場合には》、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

其が暴力―無論、拷問を含む―に拠るか否かに関係無く、「自白だけ」では罰

せられず、亦、檢察も「自白だけ」を有罪の証拠とする事が出来ない―と云う旨を、第三八条で明記した。自白は多かれ少なかれ、恣意的な要素が入るものであり、故に客観的な証拠には成り得ぬからだ。

他方、現行憲法には在る「自己に不利益な」との文言を、本案では敢えて記さなかつた。何故なら、例え自身（＝自己）にとつて不利益な（＝損失を被る）事であつても其が共同体全体・其の共同体に住む殆ど全ての民にとつて利益を齎し得る場合も在るし、逆に、自身に利益を齎したとしても其に拠つて共同体全体・其の共同体に住む殆ど全ての民が却つて損失を被る―と云う事例が、人の世には多かれ少なかれ在るからだ。―今一度、

思い起こして戴きたい。「人は、共同体に在って、互いに関わり合い乍らなが生きる動物である」事を。

第三九条——刑罰の公平

第三六条 公務員による（中略）残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

現行憲法には在る「残虐な刑罰の禁止」。本案では敢えて記さなかった。何故か。

其は、凶悪行為——流血を伴うもの——中でも殺人や傷害致死或いは性犯罪の場合については特に、「目には目、歯には歯」式の刑罰が、被害に遭った側に拠る復讐しゅうわむの業を彼等被害側に成り代わって行う事と成ると共に結局、「公平」と「平

等」の理念に叶う刑罰の在り方——と考えるを得ないからだ。

嘘（偽証・詐欺等）・金品を介しての裏取引（贈収賄等）或いは盗み——流血を伴わぬもの——については、「知能犯」である——「政治犯罪」なるものは全てそうだが故、理性に訴える手段・即ち刑務所暮らし（懲役）や軽ければ金品の没収（罰金等）を使って更生を図れるだろう。無論、加害当事者に「やる気（＝）」「どんな困難に直面しても絶対、世間に在って生き抜くぞ！」旨の気力）——が在るならば。

一方、知能犯では無い悪事については、其の加害者の「性」さがが起こさせるものであるが故、理性に訴えるのみでは更生し得ず、其の悪事の内容に応じて体罰を伴

う刑罰を課し、場合に因っては残虐な刑罰も必要―と考えるのが自然と云うものだろう。性せいに関する悪事は其の典型例であり、例えば「強姦ごうかん」の場合、加害者に対しては「極端な事を敢えて言えば」「去勢手術」を行う事も考えねば成るまい。そうしないと、被害に遭あった側の「痛み」を判わからせる事は出来ないだろうから…。



「死刑」の制度は、人類が続く限り、無くしては成らない。但し、相手方「或いは善意の第三者」を死に至らしめた場合に限りて用いられる事が絶対条件と成る。「言い換えるなら、「死刑を知能犯に對し用いては成らない」と云う事」。

其は、凶悪事・特に殺人と傷害致死が、

正に「他人が生きる権利を一方的且つ永久に奪う事」だからであり、其の加害者に死を以て償わせる事は、「敢えて繰り返すが、」当該悪事で肉親を失った親族（遺族）方に成り代つての復讐しゅうの成就と云う意味と共に、共同体を民主的に営むに必要不可欠な理念である「公平」と「平等」にも叶う事だからである。不特定の罪無き人「々」を殺しておきながら、加害者本人は「隔離してでも」敢えて生かす―と云うのは不公平だ。

胎児・乳児と幼児を殺害した場合は特に、無条件で死刑に処すべきである。抵抗すべの術を知らない存在・未来の共同体に於ける構成員と成り得る存在の生命を一方的且つ永久に奪う事だからである。

死刑制度「廃止」の論拠と成っている
国際連合（国連）の「世界人権条約・B規
約」については引き続き、「死刑廃止」条
項が在る限りに於いて承認も批准もしな
い事を日本政府に確約させると共に、今
や一〇〇箇国を超えてしまっている「―」
「死刑廃止」国家群からの「転向」組を
一国でも生じさせ、最終的に「死刑廃止」
条項の削除と「国際刑事裁判所」に拠る
戦争首謀者への死刑の適用とを旨指し、
言葉を通してのあらゆる手段を動員して
広報・啓蒙活動を展開していきたい。―
―其の一環として、殺人事件で肉親を失
い且つ加害者を死刑とする判決を聞いた
被害者遺族の代表一人に国連本部の議場
の演壇にて、肉親を殺された者で無けれ

ば判らない苦しみや憎しみを語って戴く
―と云う事を提案したい。

「冤罪^{えん}」との兼ね合いで「死刑廃止」を
唱える者が少なくないが、両者は別次元
の話だ。其の「冤罪」の解消には、警察官
や検察官の登用基準を見直し、「思い込
みや偏見が在る者」や「歪んだ」出世意
欲―「金銭が縋り沢山欲しい」「人一倍、
優雅に暮らしたい」等の類^{たぐい}―が在る者」
を警察官や検察官として登用しない様に
する―と云う事を先ずは国家公安委員会
へ働き掛けたい。

第四〇条―

適法又は無罪行為の刑事責任不問

第三九条 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四一条——

拘留後無罪裁判の補償請求権

第四〇条 何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けた《とき》は、法律《の》定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

本案の第四〇条と第四一条は各々、現行憲法の第三九条と第四〇条の趣旨を其の儘、引き継いだものである。尚、第四一条については、例えば「国」を「国権を行使する機関」とする等、字句の一部を

繕り大衆に判り易く且つ曖昧さを無くす様に言い換えてある。

第四二条——受益の被害者優越

稀にだろうが、個々の刑事事件に在つて、「被告人（加害者）」と「其の被告人に拠る犯罪行為の被害者」とが各々、受けるべき利益が並行して成就し得ぬ事が、無いとは決して言えない。其の場合、どちらを優先させるべきか。——筆者としては紛れも無く、後者を優先すべき、と考える。何故なら、犯罪行為に拠つて被害に遭つた人「々」は多くの場合、人が人間として生きる為に遣らねば成らぬ事（善事）を実践しつつ生きている中で不幸にして（運悪く）殆ど突発的に悪事に

直面して被害に遭っているからである。

——「善事——特に「必要最小限の道徳」

(第九条の解説参照)——を今、正に実践しつつ、生きている人々が馬鹿を見ない共同体」を願うならば、「被害者側優先」の思いは、尚更である。

但、是については、刑が確定しない状態に在る被告人について「取り敢えず世間から隔離する」——善意の第三者の間には以上、被害を生じさせないが為の予防策——為の処遇の範囲を超えて利益に反する行いをして良い——と云うものではない事も同時に強調しておく必要が在る。

逮捕から刑が確定する迄の容疑(被疑者^{のち}後被告人)について「取り敢えず世間から隔離する」事——とは要するに、「疑わ

しきは、生かさず殺さず」と云う事。「疑わしきは罰せず」等と言っているのは結局、善意の大多数の人々そして共同体全体の安全を最大限に確保する事は^{おぼつか}覚束ない。



第三〇条から此処迄、悪事(犯罪)に直面した場合の権利に関する規定についての解説が続いたが、無論、永久的に悪事が一つたりとも起こらず安心・安全そして平和な状態で共同体が営まれ続け、故に第三〇条から此処迄の規定が実際に使われないに越した事は無い。是には当然乍ら、「第九条と第二二条(特に後半)についての解説を敢えて復^{また}繰り返すが、「感覚・特に視覚に訴える手段を最大限に活用しての「悪事に対する恐怖心を根付か

す教育」が共同体（国家）に於ける全ての家庭や学校に於いて確実に行われるかどうか、そして其の教育の内容が「鍵」を握る。——其の「悪事…恐怖心…教育」に拠って「子供に拠る犯罪」は絶滅するものと信じた所だが、断言は出来ない。

其の「子供に拠る犯罪」については言えば、現行憲法施行に合わせて制定された「少年法」を一旦、根本から見直し、知能犯罪については殆ど従来通りの対応とする（実名非公表—加害・被害双方共）一方、凶悪行為・特に殺人・傷害致死と放火の場合には成年者と同様、加害未成年者（年齢不問！）の実名を明らかにした上で厳罰に処す—場合に因り死刑も在り得る—ものとし、更に其の加害未成年者の両親

（夫婦）についても一定期間、世間から隔離した上で「結婚↓出産↓保育」の過程を事細かく且つ事実を曲げずに書かせ、其の書面の内容を「反面教材」として、近隣住民間の子育て（第二〇条の解説参照）や「親学校」（第二条の解説参照）に於ける教育内容の改善に役立てる—と云う仕組みを法律で整備しておく必要に在ろう。——他人が生きる権利を一方的且つ永久に奪う事は、加害者の年齢がどうあれ、其の加害者の「性」^{さが}が引き起こす行いであり取り返しが利かぬ重罪である事に変わり無く、亦、其の加害者が未成年者である場合は特に、其の者を産み育てて来た過程の中に問題が在る、と考えざるを得ず、其の過程を晒し出させ且つ公表

する事を通して、今後―但、更に少なくとも三〇年は見ねば成らぬが―の教育の改善に繋がり得る―と筆者は考える。

共同体としての国家の在り方と、人間としての基本的な在り方とについての規定について述べて来た「つもりなの？」本案解説の前編を終えるに当たり、日本そして世界全体が「悪事が何一つたりとも起こり得ぬ、安心・安全そして平和な共同体」として永久的に営まれるに至る事を切にそして強く祈りつつ、次の文言を以て締め括りもつとしたい。

◎悪事は、本人と相手方（或いは本人が属する共同体の総意）・双方の「人が

人間として生きる為に最小限、必要な事々」に関わる基準の違い同士の衝突から生まれる。